

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
280807003	28年8月7日	28年9月5日	28年10月31日	管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについて 管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについての意見と別提案	<p>管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについてですが、経済産業省よりの回答で「なお、第3種電気主任技術者免状の交付を受けた後、1万V以上の電気工作物の工事、維持及び運用について5年以上の実務経験を有していれば、第2種電気主任技術者免状の交付を受けることが可能であるため、第3種電気主任技術者の方に現行の当該制度を活用していただくことで、第2種電気主任技術者の免状取得者の選任を容易に行っていただけるようになると思います。」とありますが、これについてあまり現状をご理解なされておられないようですので、この度、意見を申し上げます。</p> <p>そもそも、2種電気主任技術者の実務経験を積むため現場(10000V以上)に配属(勤務)出来ること自体がありません、また運ぶ勤務できたとしても、その上で5年同じ場所勤務することも通常ありません。これでは満足に実務経験を積み、資格をいただくことも出来ません。「容易」ではなく、俄然ハードルは高いかと思えます。</p> <p>以上を踏まえ、下記の通り提案をさせていただきます。下記の内、いずれかをお願いできれば幸いです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6600V以上の高压現場で実務経験として加味できるものとする。 実務経験年数の短縮 要望する者(三種電気主任者)に対して、講習を受けてもらった上で電圧引き上げを認める。 国策として44000V系を普及させる。(極論ですが、44KV系が広まれば66KVと77KVの需要は減るのではないのでしょうか?33KVから66KVまでの間がなく設備容量の問題でもやむを得ず66KVを選択している工場などあるのではないかと思います) 三種電気主任技術者を一事業所に複数人選任することにより、二種電気主任技術者現場の選任とする。 三種電気主任技術者に対して、定期的な講習を義務付ける。(3.とは違い、定期的な講習を義務づけるもの) <p>以上6点ですが、かなり無理な意見を出させていただきましたが、まだまだ案は出そうであります。現状の2種電気主任技術者を活かす施策をとることは勿論ですが、絶対数が少なく限界があります。絶対数が多い三種電気主任技術者を活かす施策を是非考えたいதாக、意見を申し上げます。</p>	個人	経済産業省	第三種電気主任技術者免状の交付を受けているものが第二種電気主任技術者免状の公告を受けるには、「第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後五年以上」の「電圧一万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用」の実務経験を要する。(電気事業法第四十四号第二項第一号、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項) または第二種電気主任技術者試験合格し、免状交付を受ける方法がある(電気事業法第四十四号第二項第二号、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第四条第三項)。	電気事業法 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令	対応不可	<p>1. 6万V以上は送電系統であり、配電技術とは異なり、事故が起きた際の波及範囲も広くなり、影響も大きいといえます。したがって、実務経験としても、いわゆる、6万V以上の送電設備での経験を積んで頂くことが不可欠と考えられます。</p> <p>しかしながら、最近では、2. 2万V以上でのスポット配電などもあり、送電技術に近い経験も積めることから、1万V以上での実務経験も2種取得への実務経験として認めることとしております。</p> <p>したがって、そういった実務経験を積んでいただくか、あるいは、そういった経験を積み機会が無いが、どうしても2種の資格が欲しい場合は、試験で取得していただきたいと考えております。</p> <p>参考までに、2種の免状保有者は、平成26年末現在で4. 5万人以上存在しており、試験で2種免状を取得される方もこの数年、毎年200〜300人程度あります。</p> <p>また実務経験で2種の免状を取得される方は毎年500人〜800人名程度となっております。</p> <p>2. 第3種電気主任技術者免状取得後、第2種電気主任技術者免状取得に必要な実務経験年数は、電気主任技術者資格制度の合理化の一環として、平成6年4月に省令改正を行い、それまでの必要経験年数を8年から5年に短縮しました。当時は我が国の経済成長著しく企業等の設備投資も盛んに行われており、安全性を確保した上で、自家用電気工作物の増大に伴う電気主任技術者のニーズという業界の要望に応えたものです。この5年については、5万V〜17万V未満の電力設備を監督できる経験値として必要最低限のものとして定めたものであり、電力設備の実態が大きく変わっていない以上、これ以上の緩和措置は難しいと考えております。なお、当時と比べ現在は経済成長もゆるやかに特設電気主任技術者のニーズも認められず、また第2種電気主任技術者の人数も一定程度確保されていることから、現時点で実務経験年数の短縮を行う必要はないものと考えております。</p> <p>3. (5.6共通) 電気主任技術者の第2種と第3種では、扱う電気工作物の電圧や容量が違いう上、当該電気工作物に事故が起こった場合の社会への影響度合いが大きく異なる事から、両資格の取得にあたっては、試験方法やその難易度、必要な実務経験年数等の観点で相応の差を付けております。</p> <p>第3種電気主任技術者に講習を課したり、複数の第3種主任技術者を選任することで第2種主任技術者に充当させるご提案ですが、例え定期的であっても、講習のみをもって5年の実務経験とすることは難しく、また、第3種の複数人の選任によっても第2種の知識レベルの獲得は困難であると考えており、保安確保の観点から現時点でこうした措置を行う事は検討しておりません。</p> <p>4. 我が国の電力系統は、各エリアの一般送配電事業者等が、国際規格との整合性が図られた電気学会電気規格調査会標準規格JEI C-0222-2009に定められている電圧階級に基づき設備形成をしており、ご提案の4,4000VはJEI及び国際規格において推奨されておられません。</p>	
280905001	28年9月5日	28年9月21日	28年10月31日	伝統的工芸品の指定における生産規模要件を撤廃すること	<p>(支障事例) 伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成員とする事業協同組合等でないことができない。</p> <p>一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事していることが求められている。」 そのため、小規模の業種が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところに十分な支援ができていない。</p> <p>(制度改正による効果) 真に支援を必要とする小規模の業種を伝統的工芸品産業支援補助金の対象とすることができる。生活様式の変化や海外製品の流入により、需要が激減し、永きにわたって受け継がれてきた匠の技術の継承が危機的な状況にあるなか、本市では、伝統産業の活性化を推進することにより、京都の経済を発展させるとともに、豊かで活気に満ちた地域社会を形成し、ひいては、日本の伝統的な産業に活力を与え、日本の文化を京都から世界へ向け発信するための取組を進めている。これは地方創生に資するものであり、本提案の実現はその取組の後押しとなる。</p>	京都市	経済産業省	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、法という)」に基づき、法第2条第1項で定められた指定要件を満たす工芸品のみが「伝統的工芸品」として経済産業大臣の指定を受けることができます。伝統的工芸品産業支援補助金については、この指定を受けた伝統的工芸品の産地組合等からの申請に基づいて交付されます。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条	その他	<p>指定要件のうち、法第2条第1項第5号「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること」については、産業としての最低単位を定めたものであり、原則として10以上の事業者又は30人以上の従事者を保持していることを求めています(平成12-03-生局第1号 経済産業省通達「伝統的工芸品産業振興事業実施要領」(2)⑤)。ただし、業種・品種によって生産規模は多少の差異が生じるため、申請のあった内容毎に審査を行っており、要件に合致しているか否かは個別に判断しております。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱ふこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
280908001	28年 9月8日	28年 9月21日	28年 10月31日	中小企業信用保証法第2条第5項第5号の指定業種について	中小企業信用保証法第2条第5項第5号においては、「業況の悪化している業種(全国的)を四半期ごとに経済産業大臣が更新しています。それはいわゆる「セーフティネット5号の指定業種」といわれるもので、該当する事業者であることが申請により市町村から認定されると、売上高減少で資金繰りに困難を抱えている当該事業者が、別枠で信用保証協会へ保証申込み(最終的には融資)ができるようになるというものです。その指定業種に該当する事業者(特定中小企業者)であるかの認定を市町村で行っているというものです。私ごと、当該認定事務に携わっている制度融資担当の自治体職員としての立場から意見を申し上げます。それは、「業況の悪化している業種(全国的)」という全国統一リストでは、現状と乖離が生じてきているのではないかと考えています。特に、今後東アジアのインフラを控えてインフラ整備が急ピッチで進む東関東圏や地方開拓が決定している地域と、そうでない地域とでは「地域間格差」が必ず出てまいります。対策として、都道府県単位でも地方整備局単位でもよいのですが、国で定めるリストのほかに、数業種に乗せできるようにしたらどうでしょうか?例えば、上乗せできる業種数は国があらかじめ示しておき、その範囲を上限として都道府県?単位で各地域の実情に合った業種を「地域枠指定追加分」として箇のリストに含ませて示す、というものです。現在は、全国的にも中小企業者による投資マインドが冷え込んでいるのではないのでしょうか。特に、これらの地元ではかなり深刻度を増してきたように感じています。未来における社会経済の不透明感や後継者問題、求人難など、マイナス金利に代表される金融環境以外の部分が複合的に積み重なっているようにも思います。自然災害も多くなってきた折、地元を知る行政主体が追加業種決定の権限を握り、それを効果的に運用、活用することになれば、中小企業者も安心して事業活動に取り組むことができますし、投資意欲も上がるのではないかと思います。漠然とした「不透明感」を払拭するには「安心感」が必要なのです。是非とも英断をお願いします。	個人	経済産業省	中小企業信用保証法第2条第5項第5号に規定するセーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者に対して特別保証を行うものです。四半期毎に各業種について担当省庁で業況調査を行い、その結果を踏まえて経済産業大臣が当該制度の対象となる業種を指定しております。指定業種に該当する事業者は一定の売上の減少等の要件を満たすことについて、市町村から認定を受けることによって、一般保証とは別枠で100%保証を受けることができます。	中小企業信用保証法第2条第5項第5号	対応不可	セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種について、国がその構造転換を支援していくことを目的として、当該業種に属する中小企業者に対して特別な保証を行うものであることから、ご提案いただいたように同じ業種について地域毎に措置を差異化することは支援の趣旨に鑑みて、対応できません。他方で、まさに地域毎に特段の影響が生じる、事故や自然災害等の突発的災害については、セーフティネット保証3号及び4号により、地域の事情に応じた対応を行ってまいります。さらに、各自治体においては、地域の事情に応じた制度融資等を実施されているところ、今後とも、国と自治体と、それぞれの施策で適切に連携しながら、地域の中小企業の資金繰りを支援してまいります。	
281101018	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 12月28日	データセンター及びサーバー室における地絡遮断装置設置義務の緩和	【具体的内容】 電気設備技術基準では300V以上の配線を電気室以外の区画(室)へ送り出す際に、送り出し側の遮断器に漏電検知し電路を遮断する装置を設置しなければならない。しかし、データセンターなどでICT機器に電源を供給する重要設備(24時間365日電源を落とすことの出発点)の電路が遮断された場合には、ICT機器が使用不可能となる。重要設備に供給する電源設備については、地絡を検知し電路を遮断する装置の設置に代えて、地絡を検知し警報発報する装置の義務付けとすべきである。 【提案理由】 (a)規制の現状 「電気設備の技術基準の解釈第36条第3項」において「高圧又は特別高圧の電路と変圧器によって結合される、使用電圧が300Vを超える低圧の電路には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を設置することとされており、データセンターでICT機器に電源を供給する重要設備についても地絡遮断装置が必要とされる。 (b)要望理由 データセンターでICT機器に電源を供給する重要設備に地絡検知し、電路を遮断する装置を設置した場合、地絡を検知した後、瞬時に電路が遮断され、ICT機器の使用が不可となる。地絡を検知し、警報を発報する装置を設置することにより、瞬時に遮断されるのではなく、手動での対応策が取ることが可能となるため。 (c)要望が実現した場合の効果 社会におけるICT利用が高まる中で、企業によるデータセンターの利用が益々増えており、データセンターの運用が停止した場合の社会的影響は大きい。運用停止を避けるための代替手段を確保することにより継続的な運用が可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	「電気設備の技術基準の解釈」(以下、「解釈」とします。)第36条第3項において、「高圧又は特別高圧の電路と変圧器によって結合される、使用電圧が300Vを超える低圧の電路には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を設置すること」と規定されています。	「電気事業法」「電気設備に関する技術基準を定める省令	現行制度下で対応可能	地絡が生じている状態は、電気が正常な経路以外の経路に流れているため、感電や火災等が発生する可能性がある危険な状態です。そのため、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下、「省令」とします。))では、地絡に対する保護対策を求めています。 ただし、地絡に対する保護対策は、地絡遮断器の設置に限られるものではありません。省令第15条には、「電路には、地絡が生じた場合に、電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災のおそれがないよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電気機械器具を乾燥した場所に施設する等危険の少ない場合のおそれがない場合は、この限りでない。」と規定されており、現行法令下でも、例えば地絡が生じたときの電気の停止が公共の安全確保に支障を生ずるおそれがある場合には、「その他の適切な措置」として、地絡遮断器ではなく、警報装置等の措置がとれることとなっています。(省令の解説参照) さらに、ただし書にあるように、「地絡による危険のおそれがない場合には、地絡遮断器等を省略することができます。 省令に定める技術的要件(地絡が生じた場合に、電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災のおそれがないようにする)を満たすものと認められる技術的内容は、解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断します。 地絡遮断器ではなく警報装置を設置することにするのであれば、それにより上記の技術的要件を満たすという技術的根拠を示す必要があります。	
281101059	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 12月28日	提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、国公立大学法人等との提携教育ローンを割賦販売法の規制対象から除外して頂きたい。 (提案理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勤務の適切性や支払可能見込額等について契約の都度調査を行った上、年毎毎に取扱状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う事務・管理態勢等の負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。 提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと恐れ、現行規制においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減や地方大学の進学率の改善にも寄ると考える。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の身体的・内容的・一体的な金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の6の2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実施の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされていますが、現在まで具体的な必要性をお示しいただいていないと認識しております。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281102024	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築	現状は各省庁、又は各自治体と別々に報告書を提出しているが、事業所単位(事業者を主として)の申請サイトを構築することで、報告申請の簡素化と一元化を検討いただきたい。国、地方自治体側はそのサイトより、必要なデータを吸い取って活用、管理することが可能となる。環境法令(廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法など)に関わる定期報告書の提出先において、「廃掃法」「地球温暖化対策法」は各地方自治体へ、また、「省エネ法」「食品リサイクル法」「改正フロン法」は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類は異なるものの、環境の観点から、関連した内容となる。国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、重複した手間と誤解を招くケースもある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 経済産業省 環境省	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、同法施行令第7条</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律第26条 温室効果ガス算定排出量等の報告に関する命令第22条の2</p> <p>地方自治体における地球温暖化防止条例等</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第19条第1項 フロン類算定漏えい量の報告等に関する命令(平成26年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、防衛省令第2号)第9条</p> <p>エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条</p>	対応不可	<p>環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案の実現は困難です。地方、関連した取組として、例えば、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法に基づく報告については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理化しております。</p>	○

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281104003	28年11月4日	28年12月6日	29年2月15日	洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備	<p>【具体的内容】 洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 洋上風力発電施設を設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概ね1～5年間程度が原則とされている。 例えば浮体式洋上風力発電事業を実施する場合、FIT期間20年+建設2年+撤去0.5年と、長期にわたる海域の占用が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないため、資金調達に支障を来している。</p> <p>そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間(20年間超)にわたる占用を求めた際、各市町村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして周知し、これに合致する場合には積極的に占用を許可するよう自治体に配慮を求めるべきである。併せて、一般海域の占用許可手続きが未整備の自治体に対しては、制度整備を呼びかけるべきである。</p> <p>ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」(2013年4月26日閣議決定)に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。</p> <p>本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50兆円規模の経済効果(浮体式洋上風力発電施設1基50億円×100基×100カ所=50兆円)をもたらすと見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占有を行う場合における法令などのルールはございません。	-	その他	<p>経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境省及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイドを作成して発電事業者に周知する」とこととしております(第4回再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議資料1より)。</p> <p>また、更なる洋上風力発電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。</p>	△
281104004	28年11月4日	28年11月16日	29年4月28日	火力発電所のリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(合理化ガイドラインの周知徹底)	<p>【具体的内容】 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省。以下「合理化ガイドライン」という。)の活用を促進するため、合理化ガイドラインの目的と対象について、関係自治体に対して周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 合理化ガイドラインを適用し、効率的に環境アセスを実施することにより、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースが円滑に行うことができ、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費低減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待されるにもかかわらず、平成24年3月のガイドライン公表以降4年以上が経過している現在でも、合理化ガイドラインが適用された事例はない。 発電事業に伴う建設工事は長期間の大規模工事となるため、事業者はアセス手続きに臨む際には、アセス手続を期間を見通した上で、建設工事の前倒しを立てる必要があるため、合理化ガイドラインの適用による調査省略(最大1年間の期間短縮)についても、高い見込みが求められる。しかしながら、合理化ガイドラインが適用される計画にもかかわらず、国や自治体の審査により追加の調査等が求められるケースがあり、事業の予見性が立たない状態となっている。</p> <p>合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」については、合理化ガイドラインに基づく調査の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。 環境省は合理化ガイドラインが策定された目的と対象について十分に関係自治体に周知徹底すべきである。</p> <p>事業者が合理化ガイドラインを積極的に活用することができるようになり、高効率の最新鋭火力発電所へのリプレースの円滑実施を通して、地域環境への影響の低減、CO2排出量の削減、燃料費削減に伴う安価な電力の発電といった効果が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	火力発電所のリプレース事業については、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたこと等を踏まえ、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省)を作成し、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインの改訂について(技術的助言)」(平成25年3月29日付け環政評発第1303294号環境省総合環境政策局長)により、都道府県・政令市に対し、本ガイドラインの趣旨を踏まえて環境影響評価に関する審査を行うよう依頼しています。	環境影響評価法	対応	<p>「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインの改訂について(技術的助言)」(平成25年3月29日付け環政評発第1303294号環境省総合環境政策局長)により、都道府県・政令市に対し、本ガイドラインの趣旨を踏まえて環境影響評価に関する審査を行うよう依頼していることですが、ご提案を踏まえ、改めて、地方公共団体の環境影響評価担当当局に対し、本ガイドラインの趣旨・目的等を周知いたします。</p> <p>なお、【提案理由】において、「合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、(中略)、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」については、合理化ガイドラインに基づく調査の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。」との記載がありますが、本ガイドラインは、ガイドライン中の「3. ガイドラインの活用」に当たっての基本的な考え方」で示しているように、あくまで、アセス手法の合理化の基本的な考え方を示したものです。したがって、環境影響評価手続の過程で、個々の事業や地域の特性により詳細な環境影響評価を実施する必要があると判断された項目については、事業者において所要の調査を実施することが必要となる場合があります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281104005	28年 11月4日	28年 11月16日	29年 5月31日	火力発電所を リプレースす る場合の環境 影響評価手 続の配慮書 手続きの簡素 化(配慮書の 送付のみによ る手続期間短 縮)	【具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書 手続を簡素化し、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続完了として、手続期間を短縮すべき である。 【提案理由】 環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減 等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求 めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることがで きない。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な 計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷 を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の地点等の複数案を検討することは現実的で ないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。 本来であれば、配慮書手続自体を省略するよう見直しを図って頂きたいところであるが、その場合 は法改正を行い、時間を要することから、まずは運用面からの簡素化から進めていただきたい。 具体的には、配慮書については経済産業大臣に送付することで手続きは完了とし、速やかに方法 書の届出ができるよう、制度の運用を見直すべきであるとする。 これは、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(2012年11 月27日)に記載されたとおり、「平成28年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続 同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」ための具体的方策となる。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、 温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給 力を迅速に強化することが可能となる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	経済産 業省 環境省	環境影響評価法	対応不可	ご指摘のとおり、環境負荷が明らかに低減する火力発電所のリプレースは、温室効果ガス削減 に対する喫緊の要請を踏まえ、手続の迅速化を通じて、早期に運転開始することが期待され ます。 しかしながら、環境影響評価手続における配慮書に関し、主務大臣・環境大臣の意見提出を控 える運用を行うことで、その手続期間の短縮を図ることは、適当ではないと考えます。なぜな ら、火力発電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電施設が長 期間停止中である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が増 加するケースがあります。このように環境負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が異 なる場合があり、第三者の立場から客観的な意見を取り入れる必要があるからです。こうしたこ とを踏まえ、法律では、事業計画立案の早期の段階である配慮書から、主務大臣・環境大臣は 環境の保全の見地から意見を述べることでできるとされております。したがって、たとえ従前よ り環境負荷の低減に資するような火力発電所のリプレースであっても、環境の保全の見地から 必要と認められる場合は、主務大臣・環境大臣は適切な意見を述べる必要があります。 また、配慮書手続においては、配慮書の公表が含まれており、この公表は、情報交流の観点 から、配慮書段階でその内容を明らかにする必要性が高いことから、義務としているものであ り、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースであっても、これを公表することは重 要です。 以上の理由から、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続き完了として、手続き期間を 短縮することは、火力発電所のリプレースを迅速に進める方策として、妥当ではないと考えま す。	△	
281104006	28年 11月4日	28年 11月16日	29年 5月31日	火力発電所を リプレースす る場合の環境 影響評価手 続の簡素化 (意見聴取不 要要件の明 確化)	【具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書 手続を簡素化すべきである。 具体的には、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、配慮書手続上の努 力義務とされている意見聴取が不要であることを、ガイドラインへの記載等の形で明文化すべきで ある。 【提案理由】 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化」に対する政府回答のとおり、 「環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する 行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう努めるよう努めていただき たい」とされています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能 とされている。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースは、この「正当な理由」に該当すると考えられ る。 関係する行政機関等も含め、統一した見解のもと手続きを進めていく観点から、配慮書段階にお ける意見聴取が不要であることを明文化する必要があります。 したがって、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」 (H25.3改訂)等にて、「環境負荷を低減させるような火力発電所リプレースについては、環境影響評 価法第三条の七及び主務省令による意見を求めない正当な理由に該当することから、意見聴取は 不要」であることを明確化していただきたい。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、 温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給 力を迅速に強化することが可能となる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	経済産 業省 環境省	環境影響評価法	対応不可	環境影響評価法において、事業者に対し一般からの意見聴取を求めている趣旨は、手続の 各段階における意見聴取を通じて、事業者が地域的範囲を限定しない貴重な環境情報を収集 し、考慮することで、事業者における十全な環境配慮を確保する点にあります。そして、火力発 電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電施設が長期間停止中 である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が増加するケー スがあります。このように、環境負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が異なる場合が あり、多様な人々の意見を収集しておく必要があることを踏まえ、一般からの意見聴取の必要 性は、同様であると考えます。 したがって、環境負荷の低減に資するような火力発電所のリプレースにおいて、配慮書に係 る関係行政機関等への意見聴取を一律に不要とすることは適当ではなく、個別の状況に応じた 柔軟な対応が必要と考えます。 なお、配慮書に係る意見聴取が努力義務となつたのは、「今後の環境影響評価制度の在り方 について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「事業者が事業計画を決定 する際に、当該計画の内容について関係地方公共団体に相談することが多く、このような連携 には様々な形態があることから、関係地方公共団体が柔軟に関わることができる制度とすべ きである。」とされたことを踏まえたものです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281104007	28年11月4日	28年11月16日	29年4月28日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化(配電書・方法書の省略)	<p>【具体的内容】 これまでの火力発電所のリプレース事例における環境影響評価手続のうち、配電書・方法書手続について検証を行い、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては配電書・方法書手続の省略を可能とすることを視野に、アセス制度の合理化に向けた検討を開始すべきである。</p> <p>【提案理由】 設備容量15万kW以上となる火力発電所のリプレースは、環境影響評価手続の対象となる(第二種事業は11.25万kW以上)。 また、環境負荷が減少し、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る火力発電所リプレース(以下、改善リプレース)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。</p> <p>改善リプレースに際してのアセス手続の合理化は、迅速な事業遂行と環境負荷低減の観点からかねてより要望されてきた。しかし政府は、環境影響のおそれ等を理由に、一貫して手続の一部省略を否定し続けている。 そこで、これまで蓄積してきた火力発電所のリプレース事例において配電書・方法書手続が果たした役割について改めて検証し、準備書以降の手続きで補充・代替不能な決定的要素がなければ配電書・方法書を省略する方向で、アセス手続の見直しに向けた検討を開始すべきである。</p> <p>なお、事業者としては、以下の理由により、配電書・方法書手続を行う意義は乏しいと判断している。 ◆配電書手続:改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」(発電所アセス省令第9条)は想定されない。なお、2015年政府回答では「これまでに、火力発電所のリプレースに係る配電書において「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」がないとした事例はありません」とされているが、これは現時点で改善リプレースのアセス手続が完了した事例がないためである。 ◆方法書手続:ガイドラインのほか、発電所に係る環境影響評価の手引、改善リプレースの先行事例(現時点で方法書手続を終えている事例や今後のアセス事例)等により事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することが出来る。</p> <p>準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることが見込まれる。それによって、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リプレースにより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地球、地域環境の改善につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	対応不可	ご指摘のように、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて現時点で配電書を実施した上で供用を開始した事例がありません。このため、配電書・方法書手続の検証には、まずは事例の蓄積が必要と考えます。なお、その検証にあたっては、リプレースの場合であっても既設発電施設が長期間停止中となっているケースもあり、このような場合は、停止中の環境影響と比較すると、リプレースにより環境影響が増加するケースがあることも考慮する必要があると考えます。 したがって、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、単に配電書・方法書手続を省略することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することに対応しております。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインについてを活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めていることとしています。このように事業者・国・自治体が一体で取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最短1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、平成25年6月14日に閣議決定していますので、事業者におかれましては本取組への御協力をお願いします。
241104008	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた自治体の取り組み状況の公表	<p>【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目等の一元化に対する各自治体の取り組み状況を取りまとめ、公表すべきである。並行して、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を究明・除去するとともに、対応の見られない自治体に対しては、引き続き一元化への配慮を要請すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。この改善に向け、引き続き届出の一元化を各自治体に呼びかけるべきである。 併せて、国が一貫性のある形で、省エネ法上の届出と各自治体の温暖化防止条例上の届出の一元化に向けた取り組み状況について取りまとめ、公表すべきである。</p> <p>自治体ごとでの取り組み状況が公表されることにより、文書の様式や記載項目の統一が進み、事業者の事務コストが大幅に削減されるとともに、効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地球温暖化条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。 事務連絡発出以降に実施したアンケート等の結果においても、一元化の障害になるものとして、報告項目や算定方法の相違があげられました。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条、第17条	現行制度下で対応可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方公共団体への関与は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づき、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。 従って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281104009	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化に向けた情報共有制度の整備	<p>【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、事業者の事務負担を軽減する観点から、届出先の一元化に向け、政府・自治体間の情報共有制度を整備すべきである。 例えば、省エネ法に基づく主務大臣への届出に地域コードを付すことで、各自治体が温暖化防止条例に基づく届出として活用できる仕組みを構築すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 事務連絡「温室効果ガス排出量の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による高者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査等、政府が対応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。 省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式と届出先が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。国は、省エネ法に基づく定期報告をそのまま温暖化防止条例に基づく報告として扱えるようなシステムを整備するとともに、各自治体に対し、届出の書式と窓口の一元化を呼びかけるべきである。 届出を一元化するシステムの基盤がつけられることで、各自治体による温暖化防止条例に基づく届出の書式と届出先の一元化に関する検討が進むことが期待される。 文書の書式や届出窓口の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地球環境条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	現行制度下で対応可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方公共団体への関係は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づき、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。 従って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。
281104010	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	省エネ法に基づく中長期計画書作成の効率化	<p>【具体的内容】 特定事業者が毎年度、主務大臣に提出する中長期的な計画(中長期計画)において記載を求められている「II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」、「IV 前年度計画書との比較」について、過去に提出された中長期計画の記載を分析し、可能な限り、自由記述以外の方式でも回答可能な様式とし、事業者の書類作成にかかる負担を軽減すべきである。 例えば、政府が省エネ施策の種類(「未利用エネルギーの活用」、「高効率機器の導入」等)の大分類、およびそれに対応する「太陽光発電の利用」、「照明的効率化」等の小分類)に応じた分類番号を示し、それを用いて回答できる箇所を増やすべきである。</p> <p>【提案理由】 ①規制の現状 特定事業者は、毎年度、経済産業省の定めるところにしがた、エネルギーの使用の合理化目標達成のための中長期計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。 ②要望理由 特定事業者は、実務上、各事業所が記載した省エネ施策の内容を統合・合算して中長期計画書を作成しているが、現在の書式は自由記述欄が多く、各事業所が記載した取り組みを1件ずつ読み取ったうえで取りまとめる必要がある。そのため、取りまとめ作業の事務負担が極めて大きい。社内に分類番号を付した書式を用いる場合でも、エネルギー管理指定工場である事業所はそれぞれが別途行政に中長期計画を提出するため、自由記述欄が多い所定の書式に転記を行う必要がある。これら記載内容の確認にも、事務作業が発生している。 分類番号の利用等により、自由記述でない回答項目を増やすことで、事業者が計画書を作成する際の作業負担の軽減を図るべきである。 過去、多くの事業者から届出が行われていることに鑑みれば、政府においてその内容を分析することで、省エネ施策を適切に類型化し、すべての業種の負担軽減に資する形で自由記述を減らすことは可能だと考える。 ③要望が実現した場合の効果 特定事業者の中長期計画作成が効率化される。また、各事業所においても、計画書作成時に各省エネ法についてどの程度詳しく記述すべきかの参考となる。 加えて、所管官庁においても内容の集計・分析が効率的に行えることが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、工場等においてエネルギーを使用し事業を行う者の判断の基準となるべき事項(判断基準)を定めています。 また、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算で1,500kWh以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者と、特定事業者として指定し、毎年度、前述の判断基準において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関して、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣へ提出しなければならないこととされています。各主務大臣は、各特定事業者の中長期的な計画の作成に資するために必要な指針を定めています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条	対応不可	省エネ法では特定事業者に対して、毎年度、判断基準において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関して、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣へ提出することを求めています。 製造業等の多くのエネルギーを使用する業種を中心に、これまで相当程度の省エネ取組が実施されてきていることから、今後更なるエネルギーの使用の合理化を実現するためには、技術的、経済的に可能な範囲で、大規模な設備投資を随時行う必要があるため、今後ある程度の大規模な費用発生が見込まれる設備投資に関する事項などについて、中長期的な計画として提出を求めています。 それ故、中長期的な計画に記載される事項は経営判断等に左右される事項であり、特定事業者間で多様な内容が提出されていることを踏まえ、現状の様式としております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281104011	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	グループ会社単位での省エネ法定期報告の実現	<p>【具体的内容】 省エネ法で義務付けられる定期報告に関して、事業計画や生産計画をグループ全体として立てて、投資等の事業活動の配分を決定している企業体、あるいはグループ全体として省エネ計画を策定し組織的に推進している企業体については、「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位での報告も認めることとすべきである。</p> <p>本要望に対する2015年度政府回答では、「現行制度下においても、グループ会社全体での取り組みを『共同省エネルギー事業』や『その他事業者が実施した措置』として定期報告上で報告することができる」とされたが、本要望は、各グループ会社毎の報告に替えて、定期報告そのものをグループ会社全体で一括して合算の上、1つの報告主体として提出することを可能としたい旨であり、再考をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現在、省エネ法上義務付けられる定期報告は、企業単位で報告することとなっている。他方で企業は、ホールディングス制の導入、あるいは従来の事業部門や生産部門の分社化等、グループ経営体制への移行を進めてきている。併せて企業活動のグローバル化が拡大しており、特にグローバル機関の調査やアンケートにおいては、連結でのパフォーマンスが重要視される傾向にある。</p> <p>このような背景のもと、グループ経営企業は、グループとしての全体最適の観点から事業計画の立案や各種施策の推進を行うとともに、環境報告やアンケートといった社内内外への発信も、グループ連結の形を中心に行っている。</p> <p>そうした中において、企業を単位とする報告が求められる省エネ法の定期報告では、グループとしての全体最適を考慮して省エネに取り組む中から、グループ内の一企業の実績を取り出して報告している。そのため、拠点間に跨がる生産効率化を行っているケースなど、必ずしも省エネ努力・成果の実態を正確に示せていない場合がある。</p> <p>目下、省エネルギー小委員会においても、エネルギー管理の単位について、グループ会社やサブライチーン単位での取り組みを評価すべきとの方向で議論がなされているところである。その議論も踏まえつつ、エネルギー管理の実態にあった制度を構築していただきたい。</p> <p>グループ企業一体での報告が可能となれば、事業者がより効率的に省エネに取り組むことが可能となる。また、国も、より実態に即した省エネ成果・努力を把握できるようになるとともに、報告件数の減少により行政業務を効率化することができる。</p> <p>同時に、ベンチマーク制度等省エネ規制についても、グループ経営企業にとってよりフェアな評価システムとなることが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用の合理化が原油換算で1,500kl以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者と、特定事業者として指定し、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状況の報告を求めています。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条	現行制度下で対応可能	省エネ法では特定事業者に対して、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状況等の報告を求めています。この定期報告は、主務大臣が判断基準に照らして適正に事業者に対する指示等を行う上で、一定の周期で事業者のエネルギーの使用状況等を把握する必要性があることから、提出を求めているものです。	
281104012	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	省エネ法エネルギー原単位改善目標における生産設備負荷率低下への配慮	<p>【具体的内容】 今般、国内での生産量が減退傾向にある産業においては、生産設備の負荷率低下に伴って、エネルギー原単位の悪化圧力が強まると予想される。自然界での原単位悪化を省エネルギー活動で補っているものの、追加的な取り組みは限界に近づいており、将来的には、事業者における省エネ取り組みが高水準であっても、エネルギー原単位が改善できない状況となりうる。</p> <p>そのため、省エネ法における原単位改善目標の評価の際には、生産設備の負荷率低下に伴う原単位の悪化に配慮すべきである。</p> <p>【提案理由】 現行の省エネ法は、定期報告書の中で、エネルギー使用に係る原単位の対前年度比及び過去5年程度間について、平均1%改善の努力目標を定めている。</p> <p>エネルギー原単位については、分母に密接な関係を持つ値として生産量を使用している産業が多いが、突如には生産量が減少した場合、一般的に、生産設備の負荷率が低下するため、生産量の減少ほどにはエネルギー消費が減少しない。</p> <p>今後、国内の生産量が減少すると見込まれる産業では、生産設備の負荷率が低下することになる。事業者は省エネ取り組みによる原単位改善努力を続けているが、追加的な省エネは限界に近づいている。将来的には、生産量の減少に伴う原単位の悪化が改善のペースを上回り、エネルギー原単位の改善が困難になる懸念がある。</p> <p>生産量減少局面にあっても事業者の省エネ取り組みを評価していく観点から、生産設備の負荷率低下に伴うエネルギー原単位の悪化については、省エネ取り組みの欠如が原因ではないものとして配慮していただきたい。</p> <p>省エネ法の目標が、生産減少時に必然的に発生する原単位悪化に配慮した形で評価されることで、より実態に即した事業者の省エネ努力を反映した、公平な制度の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めており、その中で、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、諸目標及び措置の実現に努めるものとしています。主務大臣は当該事項を勘案して、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適格な実施について必要な指導及び助産を行い、その合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは合理化計画の作成を指示することが可能です。さらに、当該指示に従わない場合はその旨の公表、命令を行い、命令にも従わない場合、罰則を課すことができることとされています。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第5条～第7条の3、第14条～第18条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第2条	現行制度下で対応可能	省エネ法における事業者のエネルギー使用効率に関する指標の一つとして、エネルギー消費原単位(エネルギー使用量をエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除した値)を用いていますが、その他にも、エネルギー管理体制の整備状況、各設備の管理・記録・保守・点検状況、設備の新設に当たっての措置状況等の観点から事業者のエネルギーの使用の合理化の状況を総合的に評価することで、猛暑・酷暑等の気候変動、異常気象による出荷額の低下及び高化等の市場のニーズ変化への対応などの外的要因を排して事業者の取組を正しく評価することとしております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281104015	28年11月4日	28年11月16日	29年1月31日	発電事業登録・特定送配電事業登録プロセスの簡略化・効率化	<p>【具体的内容】 発電事業登録・特定送配電事業登録プロセスにおいて、一連のプロセスをより簡略化・効率化すべきである。 具体的には、登録窓口を経済産業省(本省もしくは地方経済産業局、以下、「経産省」という)あるいは電力広域的運営推進機関(以下、「OCCTO」という)のどちらかに一本化したうえで、登録書類を減らすことで、登録プロセスを効率化すべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、特定送配電事業・発電事業登録を申請する場合、以下の4段階のプロセスを経る必要がある。手続きの書類が多い上に、各書類の提出先窓口が異なることにより、効率的に登録プロセスを進めることができない。 <登録プロセス> 1. OCCTOへの加入申込 2. 経産省への事業届出 3. OCCTOへの通知 4. 経産省への加入届出 実際、「登録の際にOCCTOから経産省の受領印付き事業届出書の提出依頼を受けたため、経産省側に関わり合わせたところ、提出が不要となった」といった、両窓口間の連携不足を示す事例もある。</p> <p>現状のプロセスは過度に煩雑となっており、新規に参入する事業者に過大な事務負担が課されているため、手続きを合理化していただきたい。具体的には、経産省とOCCTOの間で必要な情報を共有することを前提に登録窓口をいずれかに一本化すべきである。書類についても、記載内容の重複を省くとともに、可能な限り1度にまとめて書類を提出できるように簡素化していただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、市場に参入する事業者の事務負担が減り、自由化した電力事業の健全な発展に資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	OCCTOは、電気事業者相互の協調に係る義務を効率的かつ実効的に行うことを目的として設立されており、電気事業法において、電気事業者のOCCTOへの会員加入義務が定められております。また、電気事業者になるかどうかについては、法令において、要件が定められているため、審査が必要となっております。OCCTOが、電気事業者相互の協調に係る義務を効率的かつ実効的に行うためには、要件を満たした電気事業者が確実に加入することが要件となることから、次のようなプロセスにより、OCCTO、経産省双方により確認を行うとともに、書類についても都度、必要な書類提出を求めております。	電気事業法 第27条の13第1項、第27条の27第1項、第28条の11第2項、第3項、第4項	検討を予定	登録プロセスについては電気事業者のOCCTOへの確実な加入を確認するために実施しているものであり、加入確認の実効性を担保するため電気事業法等で定められているところです。今後、法令趣旨である加入確認の実効性を担保しながら、事業者の事務負担の軽減をできないかなど手続の見直しを検討してまいります。	△
281104016	28年11月4日	28年11月16日	28年12月28日	自己託送における供給力確保要件の見直し	<p>【具体的内容】 現在、A社が発電した電気を、A社の子会社であるB社が有償で供給した電気を併せて、自己託送により、A社の拠点Aに供給する場合には、特定供給の許可が必要となるため、A社はAの需要の50%以上の自己電源を確保する必要があります。 この確保要件を伴わないよう、特定供給の許可を求める自己託送の範囲を見直すべきである。例えば、会社法上の親子会社関係にある場合等、事実上同一の意思決定主体だとみなせる場合には、「子会社が発電し有償で供給した電気を、親会社が自ら発電した電気を併せて自社拠点に自己託送で供給する場合」も、自家発自家消費に該当するものとみなし、特定供給の許可を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 現状では、自己託送制度を活用し、自社の他拠点もしくは密接な関係にある社の拠点に電気を供給する場合であっても、自社子会社が発電し、有償で引き渡された電気を併せて供給を行う場合には、特定供給の許可が必要となる。 特定供給の許可を得るためには、供給先の需要の50%以上を賅うだけの自己電源を確保することが求められる。一方で、昨今、事業遂行の観点等からホールディングス制の採用をはじめとする分社化の動きが進んでおり、事実上1つの意思決定主体であっても、法人格が複数あるケースが多く存在している。</p> <p>電力需要のピークは、特に業務部門等にあつては、夏季などに一時的に発生するものである。2014年に特定供給における自己電源の範囲が拡大され、契約により確保した電源を自己電源として扱うことが可能になったとはいえ、一時的なピークを基準として自己電源の容量を確保すると、需要の実態に見合わないも開けず、コストを増加させることになる。 そこで、例えば会社法上の親子会社関係にある場合等、事実上同一の意思決定主体だとみなせる場合には、「子会社が発電し有償で供給した電気を、親会社が自ら発電した電気を併せて自社拠点に自己託送で供給する場合」も、自家発自家消費に該当するものとみなし、特定供給の許可を不要としていただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、より柔軟な自社電源活用の実現により、省エネやピークカット、非常時の電源確保等がもたらされるものと考えます。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	平成26年4月1日に資源エネルギー庁が定めた「自己託送に係る指針」において、自己託送に係る供給行為と電気事業法第27条の31に定める特定供給との関係について図を用いて解説がなされているところであり、自己託送を実施しようとする事業者は本指針を参考に、自らの供給行為が特定供給の許可を取得する必要のある行為か否かを確認していただいております。 なお、事業者が自己託送を行うにあつては一般送配電事業者との託送契約が必要となりますので、まずは、一般送配電事業者により自己託送を実施させて良いかどうかの判断がなれますが、判断に迷うケースにおいては、一般送配電事業者は資源エネルギー庁や各経済産業局に確認を求めるとしてまいります。	電気事業法 第2条第1項第5号ロ、第27条の31 電気事業法施行規則 第2条	事実確認	A社とB社が会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親子会社である場合、A社がB社の電気を併せてA社の拠点であるAに電気の供給を行うことは自己託送可能であり、当該行為についてはA社の自社への電気の供給として、その割合に関係なく、特定供給の許可は不要となっております。ただし、B社のA社への電気の供給については、無償で行われる場合を除き、B社の状況により許可等必要なこともあるため、個別具体的な案件を相談していただきたい。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281104017	28年11月4日	28年11月16日	28年12月28日	熱・電供給事業に係わる特定供給に関する規制緩和	<p>【具体的内容】 熱と電力の供給を一体で行う熱供給事業者とその需要家とが需給契約を締結している場合においては、当該契約を電気事業法上の特定供給の許可要件である「密接な関係」と認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 ＜規制の現状＞ 特定供給については、電気事業法・電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、「密接な関係」が求められる。許可要件が厳格であり、電力供給先が限定されるため、熱供給事業において熱と電力の一体供給が進んでいないのが現状である。現在、熱と電気の一体システムの導入事例は、熱供給事業と特定電気事業を並行して展開する一部の事例に留まっている。</p> <p>＜要望理由＞ 省エネ・省CO2の要請が強まる中、熱と電気を無駄なく利用することで高い総合エネルギー効率を実現するコージェネを大規模に導入し、スマートシテ化を進める機運が高まっている。また、東日本大震災を経験したわが国は、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続を可能とする、災害に強い都市づくりを世界にアピールしていくべきだと考えられる。電力需給対策や防災対策の観点からも、分散電源であるコージェネの導入促進は有効である。</p> <p>コージェネを用いた熱電供給システムの導入にあたって、熱供給事業者が別途電気供給のための許可を受けなければならないことは、スマートシテ化を推進するうえでの障害となっている。需要者保護の観点から規制されている需要者との関係性(「密接な関係を有する」)については、熱供給事業の需給関係が保障されれば、別途組合を設立するまでもなく、安定的な電力の需給関係は十分に確保されるといえる。そのため、熱と併せて電力を供給する契約が締結されている場合においては、その契約を電気事業法上の「密接な関係」と認め、特定供給の許可を容易に取得できるようにしていただきたい。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 熱供給事業者が需要家の要望に応じ、熱と電力を合わせて供給することができるようになる。これにより、都市開発に合わせたCGS等の自立型電源とエネルギーの面的ネットワークの整備が容易となり、防災性や環境性を兼ね備えた街区構築に貢献できるようになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>電気事業法第27条の31で定める「特定供給」は、電気の使用者と供給者の間で「密接な関係」が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、そのような関係がない場合に比して電気の使用者の利益の保護の観点から弱まっていることから、電気事業者のライセンスを得ること無く、電気の供給を行うことができるよう規定したものです。</p> <p>同条第3項において、特定供給の許可基準を定めていますが、第1号における経済産業省令で定める関係とは、施行規則第45条の24において「①生産工程、資本関係、人的関係等におけるもの、②取引等により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの、③自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあっては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの」と規定されています。</p> <p>よって、特定供給を行うおとする事業者は、需要家との間に上記①～③のいずれかに該当する関係性を有していること等について、客観的な資料を用いて説明して頂く必要がありますが、経済産業省では、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(経済産業省・平12-05-29資第16号・平成12年7月1日)」に照らして当該申請内容の審査を行っております。</p>	電気事業法 第27条の31第3項第一号 電気事業法施行規則 第45条の24	現行制度下で対応可能	<p>施行規則第45条の24の「①生産工程における関係」とは、例えば、同一コンビナート内において生産工程上、原材料や蒸気等の需給関係があって、それを第三者との受渡しに代替することが困難であることを意味しますので、そのようなケースにおいて第三者への代替困難性(蒸気を供給してくれる者がいなければ事業が成り立たない等の関係性)を証明していただければ密接な関係性を有すると判断出来ますので、組合の設立等は必要ございません。</p> <p>他方、一般的にオフィス等における熱供給は暖房利用等の場合が多いと考えられますが、当該熱供給の契約締結をもって、電力供給に関する密接な関係性があるとは言い難いと考えます。</p>	
281104018	28年11月4日	28年11月16日	28年12月28日	主任技術者の外部委託承認制度における換算係数緩和	<p>【具体的内容】 現在、換算係数の算定において、小規模高圧需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る換算値(2点相当)を控除することとされている。小規模高圧需要設備に限定せず、この2点を現状の33点に組み入れ換算係数の上限を35点に引き上げるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 自家用電気工作物の保安管理業務を受託する際、事業者は、換算係数が33点に達するまで、業務を受託できる。換算係数を算出する際、小規模高圧需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る換算値を控除することとされている。</p> <p>(b) 要望理由 小規模高圧設備について控除されている換算係数2点を、小規模高圧需要設備に限定せず、従来の換算係数の上限33点に加算し、上限を35点に緩和しても、主任技術者の業務が著しく増える事は無いと想定される。換算係数が33点とされた当初に比べ、点検機器の技術的進歩や点検設備の安全性向上が見られることもあり、換算係数の上限を35点としても、従来と変わらない点検品質が保たれるものと考えられる。</p> <p>仮に保安上の観点から全ての設備の受託が対象となる換算係数の引き上げが難しいとしても、例えば、現在小規模高圧設備のみを対象としている2点分を、一定程度の規模の高圧需要設備にまで広げることが可能と考えられる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 業務に余裕があり担当物件を増やしたいと思っても換算係数の規制により追加的に保安業務を受託することできない主任技術者が、小規模高圧需要設備に限定せず、換算係数2点分の設備を新たに受託することが出来る。また、主任技術者が不足している地域においては、新たに換算係数2点分の設備を受託することで、主任技術者不足の改善にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>電気事業法施行規則第52条の2第一号二及び第二号ハ 電気事業法施行規則第52条の2第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(経済産業省告示第249号)</p>	対応不可	<p>点検告示(経済産業省告示第249号)第3条第3項に定める点数の上限は、管理を受託した電気管理技術者が一人で設備を点検するために必要な「標準的時間」を考慮して設定されたものであるため、「標準的時間」の変更に関する具体的な証明がない限り、点数上限の緩和は困難であると考えます。</p> <p>なお、ご指摘の「10以内の事業場を除く」という制度は、過去、小規模高圧需要設備について、これを電気主任技術者の選任が必要でない「一般用電気工作物」から選任が必要となる「自家用電気工作物」に規制強化したことに伴い、特例的に措置されたものです。あくまで小規模高圧需要設備に限った上で、当該設備における保守実績等の経歴を前提とすれば、電気管理技術者が追加的な保安管理を受託しても、保安上問題がないことを踏まえて措置されたものです。このためご提案内容のように本制度を他の需要設備に広く適用することは、困難であると考えます。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於いては本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281104019	28年 11月4日	28年 11月16日	28年 12月28日	換算係数の 区分の見直し (簡易受電設 備の換算係 数引き下げ)	<p>【具体的内容】 簡易受電設備については、OB型受電設備に比べて点検が容易で信頼性も高いことに鑑みて、現在0.8とされている換算係数を、例えば0.6程度まで、引き下げるべきである。</p> <p>【提案理由】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法並びに第53条第5項第5号の頻度に関する告示)第1条第2項において、設備容量300kVA以下・キュービクル式・PPF-S型の3条件を満たす簡易受電設備については、保安管理業務を受託する者の実務経験要件を1年減らすことができるとされている。 一方で、保安管理業務受託件数の上限を定める換算係数については、簡易受電設備も、OB型受電設備等のより複雑な構造を持つ設備と同等の規制を定められている。具体的には、現在の換算係数は、150kVA以上350kVA未満の需要設備について0.8と定められており、概ね300kVAを境に住み分けがなされている簡易受電設備とOB型受電設備を区別していない。</p> <p>告示第1条第2項に規定される簡易受電設備は、設備機器類や構造が極めて単純であるため、測定点検の難易度・作業工数数がOB型受電設備に比べて明らかに小さい。また安価な機器が多く、交換頻度も高いため、設備の信頼性も高いと評価できる。したがって、簡易受電設備の換算係数を、例えば0.6程度に引き下げ、受託可能件数を緩和しても、大きな問題は生じないものと考えられる。</p> <p>本規制緩和により保安管理業務受託の幅が広がれば、慢性的な外部委託の主任技術者不足の解消が期待できる</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>自家電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を監督するため、電気主任技術者を選任する必要があるが、一定の要件を満たす電気工作物については、経済産業大臣の承認を受けた場合、その保安管理業務を委託する事ができる。 なお保安管理業務を受託する個人事業者は一定期間の実務経験が必要であるが、①設備容量300kVA以下で、②受電設備がキュービクル式であり、③主遮断装置がPPF-S形であるという条件を全て満たせば、当該期間から1年を減じた期間とすることができる。</p>	電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示の算定方式(経済産業省告示第249号)	対応不可	<p>点検告示(経済産業省告示第249号)第1条第2項における点数は、管理を受託した電気管理技術者が一人で設備を点検するために必要な「標準的時間」を考慮して設定されています。 ご指摘の簡易受電設備について、先の改正において必要経験年数の短縮を図ったのは、OB型の受電設備と比較すれば設備構成の違いから点検に必要な経験年数が短く支えなないと判断したためです。一方で、換算係数の根拠となる点検に必要な「標準的時間」は、高設備で大きな差はないと考えており、このことを踏まえ、換算係数の見直しは困難であると考えます。</p>	
281104020	28年 11月4日	28年 11月16日	28年 12月28日	LNGローリー 車への充てん 量の上限引 上げ	<p>【具体的内容】 LNGローリー車への充てん量は高圧ガス保安法の容器保安規則第22条の「液化ガスの質量の計算の方法」に基づき、最大でもLNGタンク内容積の90%まで規制されている。 一方で、同じLNGを輸送するLNG船の最大積付制限率は98%(基準温度(想定される最高温度)の比重と積載温度の比重の関係によって変化)であり、海外におけるローリー車の積付け比率の一例は97%となっている。こうした実態を踏まえ、現状の規制値の90%を、例えば95%程度まで上方修正することを視野に、検討を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 高圧ガス保安法容器保安規則第22条(液化ガスの質量の計算の方法)の算式: $G=V/C$ 中のC(充てん定数の求め方が「低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器」に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重(単位キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数(以下、省略)と定められている。これは、最大で容器容積の90%までLNGを充てんしてよいことと同意である。この規定に基づいて、LNGローリー車への充てん量については、内容積の90%が上限となっている。</p> <p><要望理由> 充てん量や積付量を制限している他の法規においては、LNGを輸送しているLNG船は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第234条で積付制限率は98%と規定されている。海外事例を挙げると、オイルメジャーであるShellにおけるローリー車の積付制限率は97%(液温上昇における液膨張を考慮)となっている。 LNGローリー車のLNGタンク(容器)は真空2重殻断熱構造で断熱性能が非常に高い。加えて、長距離の輸送は内航船等により行うので、ローリー車は充てん後最長でも24時間以内に客先への配送・卸卸しを行っている。そのため、液膨張の主要因となる液温上昇幅は抑えられている。 よって、LNGローリー車においても現状の内容積の90%を上限とするのではなく、十分な検討を経て、例えば95%とすることは十分可能であると想定される。</p> <p><要望が実現した場合の効果> ①輸送効率の改善 例えば、充てん量の制限を90%から95%とすると、1台当たりの輸送量は5%上昇し、単位あたりの輸送効率が改善される。これによりコストが削減できるのみならず、運輸部門におけるエネルギー消費の削減にも資する。 ②輸送台数の低減によるLNG受入作業負担の低減 1台当たりの輸送量が多くなることでLNGローリー車の配車台数が減ることが想定される。配車台数が減ることで、LNGサテライト設備を有する工場などのLNG受入作業回数が減ることになるため、当該作業負担を低減することができる。 (コスト削減効果) ローリー車によるLNG輸送を行っている国内のガス会社、電力会社等の事業者が、輸送コスト及び輸送台数の低減によるLNGローリー輸送に関わるコストを低減させることができる。削減額としては数億円程度と期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50条)第22条において、液化ガスの質量の計算方法について、規定しております。 同条で定める算式($G=V/C$)中のCの求め方については、「低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器」に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重(単位キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数(以下、省略)と定められています。 この規定に基づき、LNGローリー車への充てん量については、内容積の90%が上限となります。</p>	容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50条)第22条	その他	<p>御要望につき詳細を伺い、内容積の上限値を上方修正したとしても、高圧ガス保安法上の保安の観点から安全性が十分確保できること、技術的な根拠を示して頂ければ、安全性が低下しないかどうか適切に見極めた上で、必要な検討を行いたいと考えます。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281114011	28年 11月14日	28年 12月6日	28年 12月28日	暗号技術の 輸出に関する 規制緩和	経済産業省管轄の暗号技術の輸出に関して、アメリカ合衆国の国内法のようにオープンソースコードや民間利用、自社工場への輸出などについては、許可不要・例外を設けるなどの規制緩和を検討頂きたい。	(一社)電 子情報 技術産 業協会	経済産 業省	我が国は、国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、悪意活動を行うおそれのある者に渡ることを防止するために、国際輸出管理レジームの合意内容を踏まえ、武器や軍事転用可能な貨物や技術の輸出等に義務付ける制度を、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき実施しています。 具体的には、規制対象となる貨物及び技術の外延を、貨物に関しては輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1に、技術に関しては外国為替令(昭和55年政令第260号)別表に定め、それぞれの詳細な内容を輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)に定めています。	外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替令第17条第1項、別表 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第21条	対応不可 現行制度 下で対応 可能	御提案のあった技術の提供のうち、ソースコードが公開されている技術の提供に関しては、外為令第17条第1項の例外として、同条第5項に基づき貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第2項第九号により「ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引」について、経済産業大臣の許可は不要としています。 なお、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項では、上記の他にも経済産業大臣の許可を不要とする事項が定められておりますが、これらは国際輸出管理レジームの合意等を踏まえた内容であり、軍事転用可能な技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、悪意活動を行うおそれのある者に渡ることを防止するため、民間利用や自社工場等への技術の提供であることのみをもって、許可を不要とすることは困難な状況です。	
281117022	28年 11月17日	29年 4月10日	29年 5月31日	航空整備士 資格試験にお ける「基本技 術Ⅱ」の独立 した形での資 格の新設	【具体的内容】 航空整備士資格試験課目の「基本技術Ⅱ」について、単体の資格として認められるよう、航空整備士試験とは独立した形で別途、資格を新設すべきである。 【提案理由】 一等航空整備士(以下、一整と略)及び二等航空整備士(以下、二整と略)の資格取得に際して、航空整備士資格試験課目のひとつである「基本技術Ⅱ」の修了が必須となっている。二運と略)取得課程においても、本来求められている「基本技術Ⅰ」の内容を網羅し、かつそれを上回る内容のカリキュラムである「基本技術Ⅱ」を実施する養成機関が増えているが、一運・二運の資格を取得時には、「基本技術Ⅱ」の修了の有無を示す公的な実績が残らないため、一運・二運の資格取得だけでは「基本技術Ⅱ」の履修の有無を判別することはできない。 こうした中、航空業界では乗員のみならず整備士の不足も深刻な問題となっており、就職後の速やかなライセンス取得が課題となっている。安全な航空運送を担保するうえでも人材不足への対応は急務である。 そこで、「基本技術Ⅱ」を独立した資格とすることにより、例えば、①企業内指定養成施設で学生の訓練を受託できるようになる、②総合大学、理料系単科大学、工業高校、工業高等専門学校等が指定養成施設として指定された場合には、航空会社からこれらの教育機関への訓練委託が可能となる、③専門学校で一運・二運取得課程に在籍した学生が「基本技術Ⅱ」を修了した場合は、入社後の教育・審査を免除することが可能になることから、特定の学校や企業に捉われないこと、柔軟で効率的な整備士養成体系の整備を期待できる。 加えて、現行制度下では航空機製造に従事することを旨とする者に「基本技術Ⅱ」の修了が義務付けられていないが、そうした者への「基本技術Ⅱ」修得機会の拡充にも資すると考えられ、製造業も含めた航空産業全体の品質の底上げにつながる。 なお、「基本技術Ⅱ」はテクニカルスキルを学ぶ課目であり、機体システムと深く関連する内容ではないため、他課目の知識の有無を強く問われることがなく、独立して履修することについて特段支障はないと考えられる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	経済産 業省 国土交 通省	平成18年に関係通達を制定し、航空運航整備士に係る技能証明課程のうち、基本技術Ⅱに係る課程を別課程として設けることができるとしています。	航空法第29条、 航空従事者養成 施設指定申請・ 審査要領(平成 12年10月11日付 空業第1197号)、 専門学校等の航 空整備士養成機 関と航空会社等 が連携して行う 教育訓練方法に 関する基準(平成18 年6月21日付国 空業第129号)	現行制度 下で対応 可能	現在、既に航空運航整備士に係る技能証明課程のうち、基本技術Ⅱの課程を別課程として設けることができることとしており、当該課程を修了した際には、基本技術Ⅱに係る課程を修了した旨の修了証明書が指定養成施設から発行することが可能です。 また、その後、航空会社等の指定養成施設において一等航空整備士等の技能証明課程に係る教育訓練を受ける際、基本技術Ⅱに係る課程の修了証明書を有している場合は、整備の基本技術に係る教育を一部省略することができることとしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281117024	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 1月31日	火薬類取締法における航空機用部品の輸入許可免除の対象範囲の拡大	<p>【具体的内容】 火薬類取締法において、以下の(1)(2)については、適用除外とすべきである。 (1)爆薬の量が0.023グラム以下のもの (2)航空機用エアバッグガス発生器であって、過塩素酸塩カリウムを主とする火薬が点火火薬として使用されているもの</p> <p>【提案理由】 (1)酸素吸入器の酸素発生剤の着火の用に供する点火装置であって、爆薬の量が0.022グラム以下のものは、火薬類取締法の適用を受けない加工品に指定されている。しかし、メーカーから提供される数値では、有効数字の採り方によって、最大値としては0.022グラムを若干超過する可能性があるため、輸入元で自主的な判断により、同規定に抵触することを防止する目的で、その都度、輸入許可を取得している。 (2)航空機用エアバッグガス発生器(圧力容器付きのものに限る)であって、①点火火薬(過塩素酸塩を主とする火薬に限る。)の量が0.365グラム以下であること、または②ガス発生剤(硝酸塩を主とする火薬に限る。)の量が63グラム以下であることを満たすものは、火薬類取締法の適用を受けない加工品に指定されている。しかし、本年導入された新旅客シートに用いられるエアバッグガス発生器には「過塩素酸カリウムを主とする火薬」が使用されており、適用除外対象に該当しないため、その都度、輸入許可を取得している。 ただし、航空機エアバッグガス発生器と同様に、過塩素酸カリウムを主とする火薬による点火火薬を使用した自動車用エアバッグガス発生器は、適用除外の対象となっていることから、航空機用エアバッグガス発生器も同様の取り扱いを求めるものである。 航空機部品の購入・修理にあたっては、危険性の高い物品の適切な管理の観点から、事前の輸入(陸揚)許可の取得、輸入届の提出、ならびに輸送、保管、使用、廃棄、売却等について法令に準拠した管理を行政機関とともに認識しているものの、費用・労力ともに輸入元の負担は大きい。あわせて、海外の航空機メーカー、部品メーカー、修理ベンダーの大半は、日本の法令に関する知識に乏しい。そのため、彼らが、日本国内の輸入元と事前に出荷スケジュールの確認をせずに不用意に日本向けに出荷し、事前の輸入許可を取得していない状態で部品が日本に到着した場合、結果的に無許可での輸入とみなされ、荷主である事業者は法令違反の責任を問われるリスクに晒されている。荷主として、海外のベンダーに対し、日本の法令に関する啓蒙活動に取り組むとともに、発注・出荷管理における特別な手順の導入等を通じて、事前の輸入許可を取得しない状態で部品が日本に到着する事態の撲滅を図っているところであるが、輸入元にとって、費用・労力の両面で過大な負担となっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	火薬類取締法第2条第1項第3号へ 火薬類取締法施行規則第1条の4第7号 火薬類取締法の適用を受けない加工品を指定する告示(平成24年2月3日付、経済産業省告示第14号)	火薬類取締法の適用を受けない加工品として指定されています。	火薬類取締法第24条 火薬類取締法施行規則第46条	現行制度下で対応可能	適用除外加工品の指定にあたっては、個別の加工品毎に火薬類の種類、量等により安全性を判断する必要があります。酸素吸入器の酸素発生剤の着火の用に供する点火装置、航空機用エアバッグガス発生器は、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、火薬類取締法の適用を受けない加工品として指定されています。既に指定されているこれらの加工品であって、告示に定める火薬類の組成・重量等の要件が異なる場合についても、火薬類取締法の適用除外が適当であれば、その加工品の安全性と適用除外の可否を検討する用意があるので個別にご相談下さい。 なお、適用除外加工品の指定に関する審査手続、審査基準等については、「適用除外加工品審査実施要領(内規)」を制定し、HP等で公表しています。 ご要望の(2)の「過塩素酸カリウムを主とする火薬が点火火薬として使用されているもの」については、告示で定める点火火薬の組成(過塩素酸塩を主とする火薬)の要件を満たしているものと考えられるので、ご確認ください。
281117025	28年 11月17日	28年 12月6日	29年 12月28日	火薬類取締法における航空機用部品の輸入許可の免除等	<p>【具体的内容】 火薬類取締法において、輸入許可を免除もしくは陸揚げ後の輸入許可の取得を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 航空機部品の輸入に際しては、火薬類を含む場合は、事前に輸入許可を取得し、部品の陸揚げ後は輸入届を提出することとされている。 航空機及び同部品については、航空法により安全性(耐空性)の基準が厳しく管理されており、万一の場合に備えての作業記録保持も義務づけられており、厳格に運用されている。しかし、そうした規定がおかれているにも係らず、購入・修理のたび事前に輸入(陸揚)許可の取得、輸入届の提出を行っており、費用と労力が発生している。 航空法にて型式承認を得た部品を航空機への搭載を目的に輸入する場合などにおいては、すでに安全性(耐空性)を満たした状態と考えられることから、これらの事前の輸入許可を不要とすること、もしくは他の危険物(高圧ガス、医薬品等)と同様に、陸揚げ後の輸入関連手続きを認めることについて、特段支障がないと考えられる。 あわせて、海外の航空機メーカー、部品メーカー、修理ベンダーの大半は、日本の法令に関する知識に乏しい。そのため、彼らが、日本国内の輸入元と事前に出荷スケジュールの確認をせずに不用意に日本向けに出荷し、事前の輸入許可を取得していない状態で部品が日本に到着した場合、結果的に無許可での輸入とみなされ、荷主である事業者は法令違反の責任を問われるリスクに晒されている。荷主として、海外のベンダーに対し、日本の法令に関する啓蒙活動に取り組むとともに、発注・出荷管理における特別な手順の導入等を通じて、事前の輸入許可を取得しない状態で部品が日本に到着する事態の撲滅を図っているところであるが、輸入元にとって、費用・労力の両面で過大な負担となっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	火薬類輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受ける必要があります。 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならないこととして行います。	火薬類取締法第24条 火薬類取締法施行規則第46条	現行制度下で対応可能	国内で製造されている火薬類については、その成分、構造等が明らかであり、かつ、火薬類取締法に基づき適切な製造、貯蔵等が提供されているところですが、海外で製造された火薬類については、製造、貯蔵等に関し、火薬類取締法に基づいて行われているわけではないため、その成分、構造等が不明なものも多く、火薬類による災害を防止し、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことを輸入の都度、事前に審査を行う必要があります。 なお、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がないものとして、火薬類取締法の適用を受けない加工品として指定されれば、当該加工品については、国内で製造されたものも海外で製造されたものも、同様に火薬類取締法の適用を受けません。 航空機用加工品については、航空機用エアバッグガス発生器等が既に適用除外加工品として指定されておりませんが、これら以外の航空機用加工品について、火薬類取締法の適用除外が適当である加工品であれば、その加工品の安全性と適用除外の可否を検討する用意があるので個別にご相談下さい。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項と予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281117026	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	航空機又はその部分品内における高圧ガスの販売における高圧ガス保安法上の届出の不要化	<p>【具体的内容】 航空機又はその部分品内における高圧ガスについては、高圧ガスの販売事業の届出を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 航空機又はその部分品内において使用される高圧ガスを販売する場合、販売所ごとに、事業開始日の20日前までに、販売する高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出ることが求められている。急減圧時の非常用酸素ボトル、救命筏の膨張用窒素等ボトル、消火器のハロン等ガスボトル(エンジンおよび補助動力装置用)、非常時に機体ドアを強制開放するための窒素等ボトル等、航空機には高圧ガスを含む部分品(部品)が多く使用されているが、航空機用高圧ガスボトルの修理能力を持つ国内事業者は非常に少なく、整備作業の受託先として作業が集中するため、販売台帳への記載と販売時の個別状態確認による負担が大きい。</p> <p>航空機およびその部品については、航空法により安全性(耐空性)の基準が厳しく管理されており、作業記録の保持も義務づけられているなど、厳格に運用されている。また、自動車またはその部分品内における高圧ガスは、販売事業の届出を要しない高圧ガスに指定されている。こうしたことを踏まえ、少なくとも、販売先が航空法の規定する「運送事業者」または「認定事業場」に限り、届出を不要とすることを検討された。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、高圧ガス保安法第20条の4の規定に基づき、販売所ごとに、事業開始日の20日前までに都道府県知事に届出を行う必要があります。</p> <p>ただし、高圧ガス保安法施行令第6条に規定する高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵量が常時容積五立方メートル未満の販売所において販売する場合には届出が不要となっています。</p> <p>航空機内の高圧ガスは、高圧ガス保安法第3条第5号の規定により高圧ガス保安法の適用が除外されているところ。高圧ガス保安法の適用を受けるのは、航空機に搭載する前の整備用部品等として、高圧ガス製品のみを取り扱う場合であり、販売事業を行う際には、販売の届出等の規制を必要としています。</p>	高圧ガス保安法第20条の4 高圧ガス保安法施行令第6条	対応不可	<p>航空機内の高圧ガスは、その部分品内の高圧ガスも含め航空法において規制され安全性が確保されているため、高圧ガス保安法第3条第5号の規定により高圧ガス保安法の適用が除外されており、航空機内でないものについては、高圧ガス保安法の適用となります。</p> <p>高圧ガス保安法では、販売事業者及び販売先の保安を確保するため、販売事業者の届出を義務付け、技術上の基準を適用しています。</p> <p>航空機に搭載されていない状態で高圧ガスを内包する部品、装備品が不適切な扱いがされた場合、災害等の発生のおそれがあり、転売されれば、航空機に搭載されることが確実であると考えなくなるため、販売の規制を適用する必要があります。</p> <p>また、自動車またはその部分品内における高圧ガスについても、少量(高圧ガスの容積が5ml未満)の取扱いで無い場合には、販売事業者の届出を必要としています。</p> <p>なお、救命胴衣等のエアバッグガス発生器(高圧ガスの容積が0.15ml以下のもの)については、法律の適用を除外しているほか、消火器については、条件により販売届けを不要としています。</p>
281117038	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	大規模小売店舗の駐車場の設置台数に係る基準の引き下げ	<p>【具体的内容】 大規模小売店舗の出店・建て替えにあたっては、必要な駐車台数に係る基準を引き下げるべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、大規模小売店舗を新設する者または設置している者は、必要な駐車台数(「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」に示されている計算式に基づいて算出)を確保することが求められている。計算式に用いられるA:店舗面積当たり日來客数原単位、B:ピーク率、C:自動車分担率、D:平均乗車人員、E:平均駐車時間係数は、平成10年8月に実施された「大規模小売店舗立地法の施行のための基礎調査」及び平成15年2月に実施された「大規模小売店舗立地法指針見直しアンケート調査」などを踏まえ設定されたものであり、平成17年の指針改定にあたっては、上記アンケート調査結果の分析に加え、各係数の変化をもたらした要因について関連する統計資料や運用主体からの意見等の分析による検証も併せて実施したうえで、原単位や各係数の変更の必要性を判断した、とされている。</p> <p>また、ナショナルスタンダードとして指針に示された計算式を利用することのほか、法運用主体により地域の独自基準の有無を問わず、「特別の事情」により当該基準に拠ることが適当でない場合は、設置者は、既存類似店の実績データなどを用いることにより、法運用主体に必要な駐車台数の水準の変更を求めることが可能、とされている。</p> <p>しかし、原単位や各係数の改定時から10年以上が経過しており、その間に、人口減少や少子高齢化に伴い、消費者の購買行動にも一定の変化がみられるとともに、中心市街地の衰退化が進んでいる地域も少なくない。加えて、最近では、外国人観光客や高齢者が増え、公共交通機関が高度に発達した地域では、自家用車を利用せず来店するケースが増えているほか、モビリティシェアリングに向けた新たな駐車サービスが生まれつつある。</p> <p>これらを踏まえると、「特別の事情」を理由に設置者が個別に水準の変更を求める対応では十分とはいえず、今後のマーケットの変化予測を含め、これらの環境変化を反映した駐車需要を把握したうえで、地域毎に大規模小売店舗に課せられる必要な駐車台数の基準を見直す必要があると考えられる。</p> <p>加えて、単に提示するデータ収集の負担が重だけでなく、例えば店舗の立地環境が類似した既存店のデータが提示された場合など、理由が合理的であると法運用主体が判断できなければ、「特別の事情」とは認められないため、出店や建て替えを計画する際に、設置者から必要駐車台数の水準の変更を求めることも困難な状況にある。</p> <p>中心市街地の大通りの路面に接続している土地所有者は、老朽建物の建替えの際に1階の店舗を諦め、駐車場や車路を整備せざるを得ないため、投資に見合う収入を確保できず、その結果として、土地・建物の有効活用や市街地の賑わい創出の妨げとなっている。</p> <p>要望が実現すれば、駐車場のフロンティア化・集約化が進み、中心市街地への車の乗入れを抑制し資するだけでなく、コンパクトシティの推進や歩行者中心のまちづくり方針に沿った老朽建物の更新の促進等、安全・安心なまちづくりの実現にも寄与すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>大規模小売店舗立地法の指針については、大規模小売店舗が生活環境の保持のために配慮すべき事項をナショナル・スタンダードとして定めており、大規模小売店舗が整備すべき必要駐車台数については、計算式をもつて算出できるように規定され、平成11年6月30日に最初の指針が制定されております。</p> <p>その後、平成17年に指針改定の議論が行われ、ナショナル・スタンダードとしての指針の計算式だけでは対応できず、地域における自動車普及の格差や地域特性による事情を勘案して対応せざるを得ない事例が顕在化したことを踏まえ、法運用主体(都道府県等)の弾力的運用を認めることの重要性が認識されました。そのため、平成17年に改正された指針においては、以下の弾力的運用を導入しております。</p> <p>① 都道府県等が「特別な事情」に該当すると判断した場合、指針の計算式よりも必要駐車台数を軽減できるルールの導入。 ② 都道府県等による地域基準の策定が可能。</p> <p>「特別な事情」により、指針の計算式によって算出される必要駐車台数よりも軽減した台数で都道府県等が認める場合は、既存類似店のデータ等その現状を明確にして、指針の計算式以外の方法で、算出することができるとしております。その場合、どのようなデータや計算式を用いるかについては、都道府県等の任意としております。</p> <p>また、公共交通機関やモビリティシェアリング等の発達により、自動車の利用が低い地域特性がある場合は、都道府県等による地域基準によって、駐車場の必要台数を緩和することが可能となっております。</p> <p>さらに、中心市街地活性化法において、大規模小売店舗立地法の適用が、中心市街地の賑わい創出や歩行者中心のまちづくりの妨げにならないよう、大規模小売店舗立地法の適用を除外できる特区指定(第一種特区指定)を、都道府県が定めることができます。</p> <p>(参考:指針における必要駐車台数算出の計算式)</p> $\text{必要駐車台数} = A \times \text{店舗面積(千m}^2\text{)} \times B \times C \div D \times E$ <p>A:店舗面積当たり日來客数原単位 B:ピーク率 C:自動車分担率 D:平均乗車人員 E:平均駐車時間係数</p>	「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」に関する指針1	現行制度下で対応可能	<p>生活環境の保持の観点から大規模小売店舗が求められる必要な駐車場の台数は、公共交通やモビリティシェアリングの発達程度や積雪状況といった、住民が移動する際の自動車への依存の程度、その地域の人口減少や少子高齢化の状況、さらに、自治体を含む街の関係者が推進するコンパクトシティや歩いて暮らせる街といった、まちづくりの観点からの在り方も影響があります。</p> <p>また、個々の店舗の特殊な事情を勘案し、必要な駐車場の台数を緩和する「特別な事情」の運用については、特殊であるが故に、その適用事例が少ないため、大規模小売店舗立地法の都道府県担当による連絡会議で、運用事例を相互に紹介しており、各都道府県担当者における運用の検討が続いております。</p> <p>地域間の自動車依存の差やその街による中心市街地のまちづくりの取り組みの有無、さらには、店舗の特殊な事情への配慮といった様々な要因を、指針における一律の計算式の中で反映させ、機械的に計算することで、妥当な駐車場の台数を算出することは、平成17年の指針改定の際にも検討されたものの、困難であったため、大規模小売店舗立地法の法運用主体である都道府県等に弾力的な運用ができる権限を平成17年の指針改正において与え、更に、平成18年の中心市街地活性化法の改正で、中心市街地における大規模小売店舗立地法の適用を除外できる特区制度を創設しております。</p> <p>経済産業省としても、その地域の特性を反映した地域基準の策定や特区指定について都道府県等に働きかけ、都道府県等との「特別な事情」の運用についての意見交換を行って参ります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281117039	28年 11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	遠隔監視による 高圧ガス製造 施設の保安 業務の推進	<p>【具体的内容】 高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、ITを活用した遠隔監視を認め、人による監視からシステムによる制御というIT化を進めるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないため、製造を行っている間は保安係員が常駐する形態を取っている。冷凍機械*やLPガスなどでは遠隔監視が認められ普及・促進しているが、高圧ガス施設では認められていないためIT化が促進されない。 *社)日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当することとすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作で行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」と経産省より回答。〔「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの回答について(平成18年11月27日)【資料1】検討要請に対する各省庁の回答 参照)〕</p> <p>(b)要望理由 高圧ガス施設においても、保安係員と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機械やLPガスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安係員として認め、IT化を促進すべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 保安係員による監視が義務づけられているが、ITを活用することにより省力化して作業効率を高め、監視の精度が高まり、生産性の向上に繋げられる。また、温度や圧力などの蓄積データにより早期異常検知が可能となり、保安水準の向上が期待できる。システム化により他の事業場への展開を推進する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の運転に関して、ITの活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。 高圧ガス製造保安係員(以下、「保安係員」という。)に係る規定としては、高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの製造の許可又は届出を行っている第一種製造者又は第二種製造者は、高圧ガス保安法第27条の2第4項の規定に基づき、経済産業省令で定める区分に従い、製造保安責任者の資格を有し、かつ高圧ガスの製造に関する業務経験を持つ保安係員を選任する義務があります。 また、高圧ガス保安法第32条第3項の規定に基づき、保安係員に製造施設の維持、製造の方法の監視、災害発生時の応急措置の実施などの高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な業務を行わせることが義務づけられています。	高圧ガス保安法第二十七条の二第四項、第三十二条第三項	その他	制度の現状に記載のとおり、高圧ガス設備の運転に関して、ITの活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。IT技術の導入を進めて頂き、IT化を促進して頂くことは重要と考えます。 人による監視からシステム制御への見直しを進めるにあたっては、人とシステムとの適切な補完体制を検討していくことが重要です。 例えば、保安係員には災害発生時の応急措置の実施などの業務を行うことが義務づけられていますが、災害発生時に保安係員がいけない場合、現状の技術により、どの程度安全が担保出来るのか等について検討を進めることが必要です。	△
281117040	28年 11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	保安講習の 受講期限の 延長、開催 数の増加	<p>【具体的内容】 高圧ガス保安法に基づき選任する保安係員、保安主任者、保安企画推進員の保安講習を、選任した日から「1年以内」(現行6ヶ月以内)に期限を延ばすべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 高圧ガス保安法に基づく第一種製造者は、法令上、保安係員、保安主任者、保安企画推進員を選任した日から6ヶ月以内(保安係員、保安主任者は免状の交付から一定期間が過ぎている場合)に初回の保安講習を受けさせることとなっている。 保安係員及び保安主任者に任命される者は、過去(3年以上前)に免状を取得しているケースが大半であり、保安受講を受ける必要がある。</p> <p>(b)要望理由 講習が約半年に1回しか開催されておらず、選任時期によっては、6ヶ月以内の受講が難しい(又はできない)ケースが生じている。 千葉県保安係員講習は、7月に2回、1月に2回開催される。募集期限は、開催の1ヶ月前～1.5ヶ月前となっている。(他都道府県においてもほぼ同時期に開催)。このため6ヶ月以内の受講の機会も、実質1回である。 例えばA社の場合、保安係員は、班長及び班長代行、保安主任者は、係長もしくは課長が任命されている。新たに保安係員講習を受ける必要がある人員は、約20名程度/年となっている。担当するブランドによっては定期修理時期と重なること、また他地区講習会でもほぼ同時期の開催となるため、結局は定期修理等の期間中であっても、人員のやりくり、各人の予定変更により受講を行っているのが実態であり、負担が大きい。 保安主任者講習及び保安企画推進員についても、開催時期が夏と冬であり、保安講習と同様となっている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 受講機会が増えることにより、要員配置の柔軟性が阻害されている状況を改善できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	高圧ガス保安法第27条の2第7項及び第27条の3第3項に基づき、保安係員、保安主任及び保安企画推進員については、経済産業省令で定める種々の時期において、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行う高圧ガス災害防止に関する講習を受けなければならないことになっています。 現行の仕組みにおいては、高圧ガス保安協会において、毎年度、全国の講習開催日程に係る計画を策定し、それらの講習を計画的に実施しています。	高圧ガス保安法第27条の2第7項、第27条の3第3項、一般則第68条、液石則第66条、コンビ則 第27条	現行制度下で対応可能	保安係員、保安主任者に選任された者が免状交付を受けた翌年度の開始の日より2年6ヶ月以上経過している場合は、選任時から6ヶ月以内に講習を受ける必要があります。また保安企画推進員は選任時から6ヶ月以内に講習を受ける必要があります。それは、選任時における最新の技術知見や法令改正の状況を速やかに把握していたがためです。そのため、講習期限を6ヶ月から1年に延ばすことは適切ではないと考えますが、講習機会を増やす取組は進めてまいります。具体的には、高圧ガス保安協会において、全国の講習開催日程に係る計画を策定する際に、他の事業者等への影響などにも配慮しつつ、各ブロックにおける開催日程ができるだけ重複しないようなどの措置について検討します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281117041	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	超高压ガス設備に使用される材料が従来品と同等以上であることを判定する制度の新設	<p>【具体的内容】 高压ボリエチレンプラントに代表される超高压施設の更新においては、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分変更の場合が多い。こうした場合には、高压ガス保安協会の検査において、採用材料が従来品と同等以上であることを判定する制度を新設すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 高压ボリエチレンプラントに代表される超高压設備(通常100MPa以上)の設置・更新に関しては、経済産業大臣の特別認可(特認)を要する設備として、又は高压ガス保安協会長の事前評価を要する設備として、高压ガス保安協会による評価を受けることになっている。この時、高压ガス保安協会の「超高压ガス設備に関する基準」を全項目評価することが求められる。この評価に極めて長い時間(6ヶ月オーダー)がかかり、また機器メーカーやボリエチレンメーカーの検討と申請書類作成にも膨大な時間がかかっており、国際競争力強化の阻害要因になっている。</p> <p>(b)要望理由 高压ボリエチレンプラントの保全の現場では、設備設置時に超高压設備に使用していた材料(AISI4040Hなど)の入手が難しく、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分更新をする場合が多い。これは、材料メーカーがより優秀な(強度、組成等において)材料を開発し、販売しているため、従来材料が入手困難になっているのが一因である。このように、既存設備より優秀な材料を採用した場合においても、前記の通り、全項目評価を行うために、膨大な検討及び書類作成に伴う無駄が生じている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 更新後に使用する材料が従来材料よりも優秀である場合は、『採用材料が従来品と同等以上であることを判定することで、全項目を評価することが不要となれば、大幅な時間短縮に繋がり、国際競争力の強化が期待できる。』</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	高压ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要な設備(特定設備)のうち、特殊な設計による特定設備について経済産業大臣の認可を受けた場合は、技術上の基準の特例が認められています。また、その申請を行う際には、高压ガス保安協会会長が事前に行う技術上の評価の結果を添付しなければならないとしています。	特定設備検査規則 第51条、高压ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)	事実認識	超高压設備等の特定設備は「高压ガスの爆発その他の災害の発生を防止するため、設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要な設備」と定義されており、安全性について十分に確認する必要があります。 高压ガス保安協会による評価にかかる時間は、例えば直近5年間の高压ボリエチレンプラントの超高压設備に係る特定設備の場合、申請受理から評価書発行まで約1ヶ月程度となっております。評価に長い時間がかかっている事例があれば、具体的にご相談ください。 今後とも国際環境にも配慮し、速やかな評価に努めて参りたいと考えております。	
281117042	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	高压ガス認定事業所の一体運営(河川等でエリア分けされる場合の部門長の兼務)	<p>【具体的内容】 高压ガス保安法に基づく認定事業者として、同一の保安統括者の下で管理されている場合には、河川等でエリア分けされていても、同一部門であれば、部門長が複数地区を兼務することを認めるべきである。(例えば、運転管理部門であれば、第1地区、第2地区、第3地区の運転管理部門長を兼務可能とする。)</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 高压ガス保安法に基づく認定事業者は、保安管理部門、設備管理部門、運転管理部門の三部門長を選任しなければならない。 告示では、同一の部門長の兼務禁止は定めがないにも関わらず、高压ガス保安協会による現地審査を受ける際、行政指導に基づき、事業所が河川等で複数の地区にエリア分けされる認定事業所においては、地区ごとに部門長を選任することとされ、兼務が認められない。この結果、地区毎に三部門長を選任しなければならない。</p> <p>(b)要望理由 本来の事業所は、飛び地も全て合わせて同一の事業所としているが、飛び地ごとを事業所とみなして三部門を設置することで、組織、人事、管理、指揮命令系統が複雑かつ煩雑になっている。さらに、近年は携帯やメール等により、遠隔地においても、リアルタイムなコミュニケーションが可能になっており、飛び地ごとに三部門を設置する意義がなくなっている。 一方で、類似制度にボイラー開放検査周期認定があるが、河川等でエリア分けされていても一つの事業所とされ、地区分けされていないため地区毎の部門長選任は不要である。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 保安管理、設備管理、運転管理の各部門を本来の事業所のもとで統一化できれば、組織や人事管理、指揮命令系統の同一化によるシンプル化、効率化や部門間コミュニケーションの円滑化、行き違いによるトラブル回避につながるほか、ボイラー開放検査周期認定の運用と同一化を図ることで、事業の効率化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	経済産業省告示には、認定事業者の保安管理部門、設備管理部門、運転管理部門の三部門長は他の部門の長を兼任することは認められない旨定められていますが、同一の部門長の他事業所との兼務については特定定められていません。事業所内で保安、設備、運転を管理する長が複数の事業所の長を兼任するという状況が、事業所の保安の水準を維持向上していく上で問題ないという判断できる場合であれば、兼任も可能です。	コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)別表第5上欄二、別表第7上欄二の規定に基づき経済産業大臣が定める基準を定める告示(認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示)第十条2項第1号イ(1)	事実認識	河川等でエリア分けされた認定事業所において、同一部門長の兼任の例はあります。事業所内で保安、設備、運転を管理する長が複数の事業所の長を兼任することは可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281117043	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	事業所統合時の自衛消防設備の設置基準の合理化	<p>【具体的内容】</p> <p>コンビナートの事業所統合時の自衛消防設備の設置基準について、次の方法を認めるべきである。</p> <p>①消火用屋外給水施設は、コンビナート全体に必要な給水設備能力を求めののではなく、事業所内の地区毎に法規制適合を判定できるようにすべきである。</p> <p>②統合後の敷地面積が100万㎡以上となっても、以下を満たすことで、敷地内を4分割した通路配置を行ったものとみなすべきである。</p> <p>・統合前事業所が、各々、一端が直接公共道路に接している幅員12mの特定通路を保有していること</p> <p>・消防車両が自由に往來することができる連絡を、事業所間の境界線沿いに確保していること</p> <p>・統合前の敷地境界を挟んだそれぞれの事業所の製造施設間距離が12m以上あり、幅員12mの特定通路同等の機能を持っていること</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>コンビナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異なっているが、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、自衛消防設備の給水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体に必要な設備能力が求められている。</p> <p>また、事業所の敷地面積が100万㎡を超える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員通路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。以上の状況が、事業所統合の際に、過剰な自衛消防設備の設置を求めた現状を招いている。</p> <p>(b)要望理由</p> <p>独立していた事業所が操業後に統合する場合、屋外給水設備は事業所毎に設計思想が異なるため(給水栓配管の圧力等)、それぞれの事業所の給水栓配管を単別に接続して相互乗り入れすることは困難である。そのため、事業所全体に必要な給水施設が求められる場合、地区毎に必要な送水能力以上の消防設備を設置しなくてはならず、地区によっては過剰な設備の設置を求められ、企業間連携、事業所統合の際に自衛消防設備が大きな事業所に引きずられ過剰負担となる。また、隣接する事業所A(95万㎡)と事業所B(65万㎡)を統合しようとした場合、敷地面積が100万㎡を超えるため、四分割以上への敷地分割規制を受けて、12m幅員の通路を新たに設置することが求められる。このようなケースにおいて、事業所Bには幅員が12m以上(実質幅員14m)あり、敷地を分割する通路を有する一方で、事業所Aは事業所Bよりも敷地面積が大きいものの、敷地内の既存の特定通路は最大で10m幅員の通路しかない。従って、敷地を四分割するために、これらの特定通路を拡張する必要がある。しかしながら、このような拡張は、製造施設等の配置上から難しいケースがある。(シート図表1参照)</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>設備投資費用の削減や、既設コンビナートの隣接事業所の合併・統合の促進を図ることができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>①石油コンビナート等災害防止法第16条では、「特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない」とされています。</p> <p>当該自衛防災組織には、その業務を行うために必要な防災資機材等を備え付ける必要がある(同条第4項)ため、石油の貯蔵・取扱量や高圧ガスの処理量、保有する施設及び設備等の種類に応じて、新たに消防車両の台数や必要防災資機材を算定し直すこととなります。</p> <p>消火用屋外給水施設については、特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合に、消防車用屋外給水施設として車両台数に応じた施設を備え付けなければならないとされています。(省令第7条)</p> <p>またその能力の基準は、当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力により120分継続して放水することができる量の水を供給できることとなっています。(省令第8条)</p> <p>②「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付け 消防特第143号、平成11・08・11立局第3号)の第1において、レイアウト規制対象事業所に他事業所を統合する場合、統合される複数の事業所のうち一の事業所に関して、他の統合される事業所に増設されるものとして届け出るべきものとするとしており、この届出に係る計画については、実質的な変更がないことと鑑み、原則として、法第8条に基づき指示は行わないものとするとしてされています。</p> <p>ただし、変更届には、統合後の配置図を添付していただくことになっており、消防庁としては、適法部分を確認するため、その配置図に法令に適合していない通路等を明確に示していただいているところです。</p>	石油コンビナート等災害防止法第2条、第15条、第16条、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条、第8条～第10条、第16条第2項及び第4項、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令第8条、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置に関する省令第12条	①対応不可 ②現行制度下で対応可能	<p>1) 要望の具体的な内容が明らかでないが、一般論としてお答えすると、消火用屋外給水施設については、当該事業所の自衛防災組織に大型化学消防車等を備え付けなければならない場合に設置が義務付けられています。</p> <p>当該大型化学消防車等を含む防災資機材は、自衛防災組織が、事業所全体における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うために設置を義務付けており、事業所内のすべての消火用屋外給水施設において、保有する大型化学消防車等が有効に活動できるだけの放水能力が必要になります。</p> <p>一方、代替措置として、当該特定事業所の自衛防災組織に備えなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより、120分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が省令第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市長市長が適当と認めたときは、当該箇所に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす(省令第12条)等の対応も可能なため、具体的な計画内容を市町村長とよく相談してください。なお、必要に応じて消防庁に相談していただくことも可能です。</p> <p>2) A社とB社が統合した場合でも、施設地区や連絡通路等に変更がない場合は、「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付消防特第143号、平成11・08・11立局第3号)により、法第8条の指示は行わないこととしており、統合後に直ちに現行法令に適合させることを求めはいたしません。現行法令で対応可能と考えております。</p>	
281129011	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	<p>平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信販できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、着しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。</p> <p>○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。</p> <p>○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。</p>	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	<p>割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2、第55条の3の6第2項)</p>	検討を予定	<p>本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされていますが、現在までに具体的な必要性をお示しいただけていないと認識しております。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案に関する事項及び検討を予定している事項)
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129012	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	中小企業信用保証制度の対象業種の拡大	近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金については中小企業信用保証制度を利用することができない。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証制度があるが、中小企業にとってみると、事業用資金は中小企業信用保証制度、農業分野の資金は農業信用保証制度と両制度を併用しなければならず、煩雑でわかりにくい制度となっている。こうした問題を踏まえ、政府が定めた農業分野に関する国家戦略特区(アグリ特区)では、商工業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保証制度の対象とすることが可能とされている。農林水産業の成長産業化が喫緊の重点課題の一つとされる中、農業の6次産業化や商工業者の農業への新規参入の推進等が必要であり、このためには、商工業とともに農業を営む中小企業等に対して円滑に資金供給できる環境を整備することが極めて重要であり、また、その際には、商工業の部分と農業分野の部分とを併せて全体を評価していく視点が極めて重要である。については、中小企業が農業に進出する場合や商工業とともに農業を営む場合の農業分野の資金については、アグリ特区に限定せずに、全国においても中小企業信用保証制度の対象とできるようにしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	現在、中小企業信用保証においては、農業は対象となっておりません。このような中、「国家戦略特区における規制改革事項等の基本方針」(平成25年10月18日日本経済再生本部決定)において、「(商工業とともに)農業への信用保証制度の適用が規定されました(アグリ特区保証制度)。これを受け、現在、国家戦略特区内(新潟県新潟市、兵庫県養父市及び愛知県常滑市)で農業ビジネスへの信用保証が実施されています。中小企業庁では、当該アグリ特区保証に係る代位弁済による信用保証協会の損失の一部について、全国信用保証協会連合会に設置している基金から補填を行っているところです。なお、提案にある「商工業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保証制度の対象とすることが可能とされている」というのは、事実認識です。特区においても、中小企業信用保証の対象とはなっていません。	○中小企業信用保証法 ○国家戦略特別区域法	その他	国家戦略特区におけるアグリ特区保証制度は、新潟県新潟市においては平成27年1月に、兵庫県養父市においては平成27年2月に、愛知県常滑市においては平成28年4月にそれぞれ取扱を開始しております。提案いただきました対象地域の拡大については、今後、これら国家戦略特区での実績等を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えています。	
281129013	28年11月29日	28年12月19日	29年3月31日	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての届出事項の簡素化	中小企業等経営強化法では、認定支援機関の代表者及び事務所の所在地の変更があった場合には同法第21条4項に基づき届出を行うこととされている。一方で、認定支援機関である金融機関においては、これらの変更に関して各設立根拠法等に基づき所管省庁への届出を別途行っている。この代表者及び事務所の所在地の変更に係る認定支援機関である金融機関の重複事務を解消するため、当該設立根拠法等に基づく届出を各省庁間で所要の調整を行っていただき、代表者及び事務所の所在地の変更を行った場合の中小企業等経営強化法に基づく届出を不要とさせていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	中小企業等経営強化法第21条4項に基づき、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、または事務所の所在地が変更した場合には変更届出を主務大臣に提出しなければなりません。	中小企業等経営強化法第21条第4項	対応不可	中小企業等経営強化法第二十一条第三項に掲げる事項に関する変更内容は、銀行法又は信用金庫法に基づき届出される届出においても把握することは可能であるものの、中小企業等経営強化法は銀行法等と異なる法制度であり、中小企業等経営強化法第二十一条第四項は、認定経営革新等支援機関に対し、変更の届出を義務づける規定であることから、異なる法制度の届出をもって、当該申請書記載事項の変更の届出義務を免除することは困難です。なお、ご提案いただいた内容については、認定支援機関制度固有のものではなく、他の制度でも共通するものであるため、政府全体として議論すべきものと考えますが、一方で、業務負担の軽減に資する対応が出来ないか、その是非も含めて検討してまいります。	
281129039	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	フロン回収工程管理票の電子化の促進について	【具体的内容】 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のフロン回収工程管理票の電子化を促進するために、第一種フロン回収業者を利用方法を周知すること。 【提案理由】 ・フロン回収工程管理票の電子化が行われ、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が運用しているが、産業廃棄物処理業者であり、かつ、第一種フロン回収業者である会社に対して、その利用方法が周知されていないため利用が進んでいない。フロン類の適正処分を推進するためには、第一種フロン回収業者に対して、フロン回収工程管理票の電子化の周知徹底が必要である。	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、第一種特定製品廃棄等実施者が、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときに、第一種フロン類充填回収業者への書面の交付(以下、「行程管理票」という。)が義務付けられています。行程管理票については、書面の交付に代えて電磁的記録による交付を行うことができます。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条	現行制度下で対応可能	電磁的記録による行程管理票については、フロン排出抑制法に係る説明会やホームページ等での利用方法を周知しており、利用者は着実に増加しているところです。引き続き、第一種フロン類充填回収業者も含めた周知徹底に努めてまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129048	28年11月29日	29年1月16日	29年1月31日	IoT設備が取得するデータについて	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> IoT設備が取得する個人情報について、適法に利活用が可能になるよう、個人情報保護法の下に新たなガイドラインを策定すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法においては、個人情報の利用目的の明確化を求めている。しかしながら、IoT設備が取得する情報(例:カメラや冷蔵庫等による情報)の取得に対する各個人からの承諾について運用方法を示す明確なガイドラインが無い。 IoT設備の普及を活性化するためには、取得する情報をいかに利活用するかが重要であるが、当該法の下では、情報の利活用に制限や複雑な契約プロセスが発生しうる状況であり、ビジネスの活性化が制約される可能性がある。ガイドラインが作成されることにより、IoT設備が取得するデータのスピーディな収集と利活用が可能となり、リース会社の新たなビジネス、市場が生まれる。 	(公社)リース事業協会	個人情報保護委員会 総務省 経済産業省	<p>個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要がありますが、本人の承諾を得る必要はありません。</p> <p>なお、利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例として、以下の事例が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」において記載されています。</p> <p>【公表に該当する事例】</p> <p>事例1) 自社のホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載</p> <p>事例2) 自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布</p> <p>事例3) (通信販売の場合)通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載</p> <p>【本人への通知に該当する事例】</p> <p>事例1) ちらし等の文書を直接送付することにより知らせること。</p> <p>事例2) 口頭又は自動応答装置等で知らせること。</p> <p>事例3) 電子メール、FAX等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。</p>	個人情報保護法第15条、第18条	現行制度下で対応可能	<p>個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要がありますが、本人の承諾を得る必要はありません。</p> <p>利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」を御確認下さい。</p> <p>また、事業者が、データの取得にあたって消費者に提示すべき情報等を整理した「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」(平成26年10月17日公開済)や、カメラ画像の利活用を希望する事業者が消費者のプライバシー保護および適切なコミュニケーションの観点で配慮することが望ましい事項を整理した「カメラ画像利活用ガイドブック」(平成29年1月31日公開済)につきましても、ご確認ください。</p>	
281129098	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。 銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び追剥与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい(以下は除外条件を適用せず)。 <ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法の販売類型に該当する役務(特定継続的役務の提供契約) 民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで) 信用情報関係(法第35条の3の56から57まで) ※信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。 営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制緩和対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。 なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択の拡大等に資することが可能と考えられる。 	都銀懇話会	経済産業省	<p>平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。</p>	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	<p>本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中(中)企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一面の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑み規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされていますが、現在までに具体的な必要性をお示しいただいていないと認識しております。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129102	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃していただきたい <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当事業者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求められる試験・研修以外にも職員にに対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な労力とコストが生じている状況。 わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。 	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、六年ごとにその更新を受けなければならないとされている。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられています。外務員登録の更新制度については、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
281129109	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手方とした特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。 (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第3項) 同じ特定事業者を相手方とした商品先物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが太宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市場における主要参加者である。 またこれらの取引相手とは、本人を特定するための必要な措置が講じられた特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われていることが多く、犯罪による収益の移転に利用されるおそれは極めて低いと考えられる。 	都銀懇話会	警察庁 農林水産省 経済産業省	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)において、商品先物取引業者は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約を締結するに当たっては、顧客等について取引時確認を行うこととされています(犯収法第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「犯収法施行令」という。)第7条第1項第1号)。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項	検討を予定	犯収法は、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保する観点から、特定取引を行う際に、特定事業者に対し、取引時確認等を求めています。御要望事項に関しては、こうした同法の趣旨を踏まえつつ、特定通信手段を利用した取引の実態等を十分に調査した上で検討し、結論を得て参ります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281212002	28年 12月12日	29年 1月16日	29年 6月15日	金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化	【具体的内容】 FinTechの進展をはかるため、銀行代理業、電子マネー(資金移動業と第三者型前払式支払手段発行業)、クレジットカード事業(包括信用購入あっせん業と貸金業)など、複数の監督当局に許可・登録等を要する事業を兼業する場合には、当該事業に係る届出・報告先を一本化できるようにする。 【提案理由】 (a)金融庁の所管する銀行法、金融商品取引法、資金決済法、貸金業法、経済産業省の所管する割賦販売法等、FinTechに関わる法規制において、その事業の許可・登録にかかる届出事項や報告事項は、その内容が重なるものが多く、したがって、これらの事業を兼業する場合には、同様の届出・報告事項について、届出書類や報告書類を作成して、各監督窓口それぞれ提出しなければならない。例えば、電子マネーで資金移動業と前払式支払手段を組み合わせた新しいサービスを展開する場合には、資金移動業の監督当局と前払式支払手段の監督当局の両方に、それぞれ同様の書類を作成して提出しなければならない。 (b)金融機関と金融関連IT企業がサービスを融合・連携するにあたり、金融庁や経済産業省など、各官庁の所管する事業の兼業によって新しい金融・金融関連ITサービスの発展をうながすべく、省庁・監督局の別にかかわらず、兼業する事業者における各サービスに関する届出・報告先を一本化する一方で、兼業する事業者の事務負担を軽減できる。 (c)兼業する事業者による届出・報告先を一本化することは、事業者において兼業にかかる事務負担を削減できることに加え、行政においても届出・報告にかかる事務の効率化に繋がるものと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁 経済産業省	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法に基づき兼業における届出等については、それぞれの所管省庁等に提出していただく必要があります。	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法	検討を予定	規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づき「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」において、「各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ産業に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされており、今後、事業の許可・登録にかかる届出・報告に関する事務の効率化のための措置を検討することを予定しております。	△
290119002	29年 1月19日	29年 1月31日	29年 2月15日	外国人を大学教員(研究者)として受け入れる際の取扱いの明確化	【具体的内容】 国立大学法人を対象に文部科学省が導入を求めているクロスアポイント制度をはじめ、大学が外国人を教員(研究者)として受け入れる場合、(1)在籍出向という形式をとっても、職業安定法44条に規定する労働者供給事業には該当しないこと、及び(2)出向先が給与の一部を支払うことが可能なことを明確化するべき。 【提案理由】 (1)経済産業省産業技術環境局・文部科学省高等教育局が作成した「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」(平成26年12月26日)は、人事労務管理の一貫として行われる在籍出向に限り、社会通念上、労働者供給事業に当たらないとの解釈を採用しており、クロスアポイントメント制度等の現状に合わないものとなっている。 すなわち、「一般的に、1.離職者対策を目的とした関係会社における雇用機会の確保、2.経営指導、技術指導、3.職業能力の開発、4.企業グループ内の人事交流等を目的として在籍出向させているものについては、社会通念上、『業として行われる』ものと判断されるものは少ない」としつつ、その一方で「職業安定法第44条で禁止されている労働者供給事業と区別するための書類として、協定(又は協定が規定する規定・規則等)……1～4の出向目的のうちいずれかを、実態に即して明記することを要求している」。 (2)給与についてもクロスアポイントメント協定、雇用契約等に基づき、それぞれの機関がそれぞれの給与体系で負担するとともに、それぞれの給与分を含まないものを、出向元又は出向先のいずれかが一括して研究者等に支払うものとしており、在留資格「教授」として受入れを行うこと(受入れ先が給与を支給していることが必要となる)を困難にしている。	個人	文部科学省 経済産業省	『クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点』は、クロスアポイントメント制度における医療保険、年金、労災といった面において教員に不利益が生じないように整理し、モデルケースとして在籍出向を推奨しているものです。実際に制度を運用される際は、本通知を参考にしつつ、両機関との協定、各機関と教員との雇用契約等、関係者間で不利益が生じないよう取り決めいただき、個別にご検討いただくようお願いしております。よって、大学が外国人教員を受け入れる際は、その実態に即してのご対応をお願いしております。	-	事実誤認	(1)在籍出向のうち、①離職者対策を目的とした関係会社における雇用機会の確保、②経営指導、技術指導、③職業能力の開発、④企業グループ内の人事交流等を目的として行われるものについては、社会通念上『業として行われる』ものと判断されるものは少なく、職業安定法第44条で禁止されている労働者供給事業に該当するようなケースが生じることが少ないと考えられています。よって、本通知で挙げられているクロスアポイントメントを個別に運用するにあっても、労働者供給事業と明確に区分するべく、出向元と出向先の関係、出向の目的を明確に整理し、4つの出向目的のいずれかを実態に即して明記することを推奨しており、これは外国人教員を受け入れる場合も該当します。 (2)外国人教員を日本の大学が在外留資格「教授」として受け入れる際の給与の取扱いについては、雇用契約があり、実質的に支払われていることがポイントであり、その給与が日本の大学から直接支払われることは必須条件ではありません。 なお、給与支払機関の医療保険や年金等を適用することが可能となるため、給与を一括して出向元又は出向先機関から支払うことを推奨しておりますが、当該通知P.8の8行目の記載にあるように出向元と出向先のどちらにおいて給与を一括して支払うかについては、合理的理由により決定されるもの、と整理しています。	
290128001	29年 1月28日	29年 1月31日	29年 4月28日	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定業種決定権の一部を地域へ移譲することについて	平成28年9月8日受付付番号280908001の中小企業信用保険法のいわゆるセーフティネット5号認定について御回答いただきありがとうございました。一つ確認がありまして再度お尋ねいたします。 貴省回答で「セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種について、国がその構造転換を支援していくことを目的として、当該業種に属する中小企業に対して特別な保証を行うものである」とありますが、「国がその構造転換を支援し、御存知のとおり、不況とされる業種(指定業種)は四半期ごと(3か月ごと)に見直されているものですが、例えば、第一四半期から第四四半期までの指定状況が「指定」→「非指定」→「指定」→「非指定」と交互になっている業種があるかと思いますが…。そうでなくても「指定」→「指定」→「非指定」→「非指定」と6か月をスパンにしたようなものもあると思います。いずれにしても年末未満の短い期間でオンオフされている「指定、非指定」をもっと「構造転換」ですか。 四期連続で指定にしたらけれども「構造転換」しだして欲しいからこう八期(2年間)はどんなに業況悪くなくても指定しないから事業者の皆さん経営の見直しに専心してください、というならわかりますが、自分の勉強不足であれば申し訳ないとは思いますが、そのところ教えてください。制度の狙いはそういうものなのでしょうか？	個人	経済産業省	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定するセーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者に対して特別な保証を行うものです。四半期毎に各業種について担当省庁が業況調査を行い、その結果を踏まえて経済産業大臣が当該制度の対象となる業種を指定しております。指定業種に該当する事業者は一定の売上の減少等の要件を満たすことについて、市町村から認定を受けることによって、一般保証とは別枠で100%保証を受けることができます。	中小企業信用保険法第2条第5項第5号	対応不可	本制度は、全国的に業況の悪化している不況業種を指定することにより、当該業種に属する中小企業の資金繰りを円滑にし、不況が一時的である場合にはその状態を乗り切ることや、必要に応じて経営改善や事業転換を促すことを目的としています。 ご指摘の通り、経営改善や事業転換には長期間を有するものであり、また十分な資金を要するものであるため、当該制度によって資金繰りを支えることに意義があると考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290217001	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化	<p>【提案の具体的内容】 水素ステーションにおける保安台帳の不要化を図り、引渡し先の保安状況の記入・管理を不要としていただくとともに、保安台帳の記入・管理の不要化とあわせて、販売事業者の形態にかかわらず水素スタンドにおける販売主任者の選任を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、事業者は、引き渡し先における高圧ガスを使用する設備等の安全性を担保するため、保安台帳に引き渡し先の保安状況を記入し、販売主任者が管理している。同様に、水素スタンド事業者は、水素を充填・販売する際に水素スタンドで水素を供給した車両のナンバーや充填日時等を台帳に記入し、管理することとされている(ガソリンスタンドではこうした規制はない。)。こうした規制に対応するため、充填に要する時間が延長して、今後の燃料電池自動車等の普及拡大を踏まえれば、そのコストは看過できない。また、水素スタンドをセルフ化した際にも、台帳記入のための人員が必要となる。</p> <p>一方で、多様な用途や容器に高圧ガスを充填するプラントとは異なり、水素スタンドでは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器にしか充填を行わず、充填された水素が車輻以外の場所で活用される可能性もないため、保安台帳を不要化しても、保安上の支障は生じないと考えられる。</p> <p>また、水素スタンド事業者は、販売所毎に、製造保安責任者免状または高圧ガス販売主任者免状を有し、高圧ガスの製造または販売に関する6ヶ月以上の経験を持つ、販売主任者の選任が義務付けられており、特に、高圧ガスの製造事業者と販売事業者が異なる水素スタンドの運営を行う場合には、保安監督者と販売主任者を別々に選任する必要があり、販売主任者の資格要件を満たす人材確保及び人材着増大が課題となっている。一方で、販売主任者の業務として法令上明記されている販売に係る保安業務は保安台帳の記入・管理のみである。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	高圧ガスの販売事業者は、高圧ガスの販売に関する技術上の基準を遵守し、経済産業省令に基づくことにより販売主任者を選任し、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する必要があります。技術上の基準としては、高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備える事とされています。しかし、運用の実態としては台帳に記載する内容は車両ナンバーであり、10秒程度で完了することから、人員を要するような内容ではありません。販売主任者に選任については、第1種製造事業者(水素スタンドの製造許可を受けた者)が、その事業所で販売する場合は選任不要としております。	一般高圧ガス保安規則第四十条 一般高圧ガス保安規則第七十二条第二項	検討に着手	高圧ガス保安法では、販売先に対する安全情報の提供や販売先の管理等の業務を行うため、販売主任者の選任や、保安台帳の作成を求めているところですが、水素スタンドにおけるFCVへの充填の実態に鑑み、安全が確保されることを前提に、規制の見直しの検討を行うこととします。	◎
290217002	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	車検(自動車検査登録制度)とFCV車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化	<p>【提案の具体的内容】 車検合格の要件として、次回車検までの間、容器の検査期限が確保されていることを合格要件とする運用をしていただくとともに、充填時に車載容器総括証票等の確認を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 FCV車載容器に水素を充填する場合、高圧ガス保安法上の検査を合格している容器以外に充填することは禁止されており、容器が高圧ガス保安法の検査に合格していることを表す車載容器総括証票など(燃料充填口近傍に貼付されている)を確認して充填しなければならない。一方、整備されている車両(車検に合格していない等の車両)の公道走行は禁止されていることから、公道を走行する車両は高圧ガス保安法上の検査を合格している容器を搭載している車両と言える。しかしながら、現行の車検では車検時に高圧ガス保安法に基づき容器検査の有効期限内であれば、仮に車検の有効期間中に容器検査が到来する場合でも車検合格となるため、車検の有効期間とFCV車載容器の検査の有効期間にズレが生じる可能性がある。そこで、次回車検までの期間、FCV車載容器の検査期限が確保されていることを車検合格の要件とすることにより、公道を走行する車両は常に有効期間内の容器を搭載していることとなるため、水素スタンドにおける証票等の確認を不要としていただきたい。</p> <p>そして、上記運用がなされた場合、公道を走行する車両が高圧ガス保安法上の検査を合格している容器を搭載している車両であることについて、車検によっても担保されることになる。そこで、水素スタンドにおいて公道を走行してきたFCVに充填する際には、容器期限の確認等の責任を事業者が負わず、容器所有者つまりFCVの所有者に一元的に責任を負わせることとしていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省 国土交通省	車検は、運輸支局や指定整備工場(いわゆる民間車検場)等で受検することとなり、容器再検査は、容器検査所で受検することとなります。また、車検においては、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置について、ガス容器検査または再検査に合格した高圧ガス容器を備えることを合格要件としています。	道路運送車両法第60条、第62条 高圧ガス保安法第46条及び第48条 容器保安規則第10条 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第1条	その他	水素スタンドの充填者による車載容器総括証票の確認については、充填可能期限切れ容器への充填による大事故の可能性があり、充填者と公共の安全を担保するために必要不可欠な措置であり、充填時に充填可能期限切れ容器ではないことを確認することは重要です。25万台以上普及しているLPG・CNG自動車でも、充填者による標準等の確認を行っており、確認をすることはコスト増になる手間とは考えられません。ご要望について検討を行うためには、車検忘れの車両や法令上車検が不要な車両がある中で、どのように安全を担保するのか、当該態態を踏まえても、車載容器総括証票を確認する手間を省削したいと考えるのかといった点について、詳しくご説明いただく必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217003	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	微量漏えいの取り扱いの見直し	<p>【提案の具体的内容】 水素について。締結部と開閉部からの微量漏えいを事故から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、石けん水等を塗布して気泡が発生する程度の微量漏えい(いわゆる「カニ泡」)も事故に該当すると通達で定められているため、事業者は微量漏えいによる設備の停止の後、再開の可否の判断等について自治体の判断を仰ぐ必要があり、一定期間水素スタンドを休業させざるを得ない。本来、漏えいについては、漏えい検知器による検知で足りるのであるが、自主保安を高めるべく、それよりも高い感度で漏えいが検知できる石けん水等の塗布を実施している。それにも関わらず、微量漏えいを検知すれば事故と判断され、水素スタンドの休業につながるため、事業者に微量漏えいを積極的に発見させることは逆のインセンティブを与えることとなる。</p> <p>また、水素と同じ可燃性ガスである液化石油ガス及び天然ガスについては、法令(通達)で締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手等)と開閉部(バルブまたはコック)からの微量漏えいは事故から除外されている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造者等がその所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生した時には、事故届を提出することが義務づけられています。高圧ガスの事故については、高圧ガス保安法事故措置マニュアルにより定義されており、爆発・火災・噴出・漏えい・破裂・破損等が挙げられています。(水素の噴出・漏えいは事故に該当する。)	高圧ガス保安法事故措置マニュアル	検討を予定	事故データを分析し、リスクを評価した上で国際動向も踏まえて検討を行うこととします。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217004	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	容器置場における直射日光を遮る措置の合理化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>①カードル上部に覆いが設置されているカードルの置場 ②トレーラーに複合容器を使用しており、容器上部に覆いが設置されているトレーラーの置場 上記、覆いが設置された容器等以外を置かない容器置場には、直射日光を遮る措置を不要としたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素ステーションの充填容器等は、常に40℃以下に保たなければならず、充填容器に係る容器置場には直射日光を遮るための措置を講じることが義務付けられている。以下の2つのケースには、直射日光を遮る措置が既に施されているので、一律に屋根を設置することを見直し、合理的な措置を要望したい。</p> <p>①カードル上部に覆いが設置されているカードルの置場 ②トレーラーに複合容器を使用しており、容器上部に覆いが設置されているトレーラーの置場</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	水素カードルや高圧ガス容器等の置場には、直射日光を遮るための措置を講ずる事を求められています。直射日光を遮る措置の内容の例として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けることや、短期間であれば不燃性、難燃性のシートで覆うことも代替可能として例示基準として例示しています。有効に直射日光を遮る措置がとられていれば対応は可能です。	一般高圧ガス保安規則第7条の3 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について	その他	直射日光を遮る措置は温度上昇を防止する等の観点から安全に必要です。直射日光を遮る措置については性能規定化されており、必ずしも屋根の設置は求めておりません。改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。また、業界で規格等を作成頂ければ、平成28年度より開始したファストトラック制度の活用により、民間規格を迅速に活用することが可能となります。	◎
290217005	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	予備品の使用	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素ステーションの予備品について何らかの特例措置を設け、認定品でないメーカー在庫を変更届扱いで、水素ステーションに設置可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、30日間程度の休業が発生し、FCVユーザーへの安定的な水素供給に支障が生じている。中でも安全弁や緊急離脱カップラー、バルブの作動検査、メンテナンスに1～2週間かかり、律速工程になっている。対策として、予備品を事前に準備することが考えられるが、完成検査時に取り付けられない部材については、受検が難しく、受検していない部品の取り付けには、申請、許可が必要となり工程短縮効果が無くなってしまいます。そこで、水素ステーションの予備品について何らかの特例措置を設け、認定品でないメーカー在庫を変更届扱いで、水素ステーションに設置できるようにして頂きたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	第1種製造者は、年に1回、その設備について、都道府県知事等の行う保安検査を受けなければなりません。また、第1種製造者又は一定以上の処理能力を持つ第2種製造者は、年に1回以上、保安のための自主検査を行わなければなりません。検査期間中、予備品を利用しようとする場合には、高圧ガス設備の交換(軽微なもの以外)であれば変更許可の対象となる可能性があります。変更許可を行わずに予備品を利用するしくみとしては、①認定品として安全性の確認されたものを用います。②事前に予備品も併せて完成検査を受けておく、③KHKの委託検査品を用いる。という複数の方法があります。	高圧ガス保安法第20条	その他	安全弁等の設備の代替品との交換を変更許可や完成検査を受けずに行うためには、①認定品として安全性の確認されたものを用いる。②事前に予備品も併せて完成検査を受けておく、③KHKの委託検査品を用いる。という複数の方法があります。これらの方法がとられず安全性の確認が取れない場合、安全弁等の重要な高圧ガス設備を検査を行わずに使用することは出来ません。要望について検討を行うためには、検査や認定品としての確認を行わなくてもこれらの設備が安全上問題が無い根拠を示して頂く必要がありますので、具体的に要望される特例措置の内容をご説明下さい。提案の具体的措置内容と安全確保策について、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217006	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	トレーラー庫の散水基準の見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>容器置き場への散水が不要である旨を示していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、高圧ガス保安法の上乗せとして、行政指導としてトレーラー庫をはじめとする容器置き場について散水を求める自治体があるが、高圧ガス保安法上は、容器置き場への散水が不要である旨を示していただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	水素スタンドの容器置場において、散水設備の設置を義務づける技術基準は存在しません。	-	現行制度下で対応可能	容器置場への散水は法令上求めておりません。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290217007	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	保安検査の方法の緩和	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドの保安検査について、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、毎年2千万円程度の費用がかかっている。費用の多くは、配管の開放検査(バルブ、安全弁等を含む)、ディスプレイ関連機器の開放検査(ノズル、緊急離脱カップラー、フレクローラー等)、圧縮機、蓄圧器の開放検査の費用である。水素スタンドの保安検査、定期自主検査により30日間程度の休業が発生し、FCVユーザーへの安定的な水素供給に支障がある。加えて、開放・再組立てを繰り返すことは、漏洩のリスク増大の要因となっている。一方で、天然ガススタンドの保安検査については、平成15~16年「保安検査方法見直し検討委員会」(高圧ガス保安協会)において、内容物である天然ガスが内部から腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことは明白であるとの結論を踏まえ、検査の簡素化がなされている。加えて、JIS規格(B8210-1994)と同等の構造と性能を持つ安全弁は検査周期の延長も図られている。水素スタンドではそもそも、水素の影響を受けない材料を用いることが義務付けられており、腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことから、開放検査を原則とすることは過剰規制となっている。そこで、水素スタンドについても、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>保安検査の方法は、一般高圧ガス保安規則別表第三に規定されています。 保安検査の方法についての民間規格を経済産業大臣が保安検査の方法として認めた場合は、当該民間規格による保安検査の方法によります。(告示で規格名を指定する。)</p> <p>民間団体は告示で指定を受けるための保安検査方法を作成中であり、成案が得られておりません。(規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)の項目。)</p> <p>水素スタンドに用いられる部材、機器類は新たに開発されたものが多く、使用実績が少なく、非破壊検査の方法等が十分確立できていないことや、メーカーの推奨する期間が定まっておらず、また、提示された機器について毎年開放検査を求めているものではありません。</p>	一般高圧ガス保安規則第82条 一般高圧ガス保安規則別表三	その他	保安検査基準について業界案が作成され次第、速やかに安全面からの検討を行い、結論を得ることとします。 開放検査が必要なものの範囲については、十分に検討を行う事が必要と考えておりますので、今後予定されている高圧ガス保安協会との合同規格化の検討の場において確認してまいります。 ※規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)に基づき、業界団体に設置された委員会では検査方法について検討が行われているところ。	◎
290217009	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	中規模水素スタンド(仮称)の技術基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】 中規模水素スタンドの規模に照らして過剰となる技術基準について、規模に見合った適正な基準を整備していただきたい。</p> <p>【提案理由】 平成28年2月に一般高圧ガス保安規則第12条の2が整備され、処理能力30Nm³/日未満の小規模な水素スタンドの設置が主に地方都市を中心に進んでいる。平成32年(2020年)頃には、このような分散型小規模水素スタンドを利用するFCVの台数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方で地方都市のFCV台数増加と、それに伴う大規模な商用水素スタンドの整備には、四大都市圏に比べてなお時間を要する。このような地域には、処理能力30Nm³以上100Nm³/日未満の水素スタンド(中規模水素スタンドと仮称する)の整備が有効と考えられる。現在、中規模水素スタンドには第一種製造者(100Nm³/日以上)、に適用される技術基準(一般高圧ガス保安規則第7条の3)が適用される。この技術基準には製造と貯蔵両方の技術基準が含まれるが、貯蔵の技術基準は貯蔵量300Nm³以上の貯蔵施設(第一種または第二種貯蔵所)を想定したものと考えられる。しかし、中規模スタンドの中には貯蔵量が300Nm³未満(その他貯蔵所)となるような施設も想定され、これらについて、例えば防火壁や蓄圧器の過流量防止措置など、第一種または第二種貯蔵所と同様の規制を適用することは過剰と考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>水素スタンドは、その処理能力に応じて、異なる規制や技術基準が適用されているところ。 1. 製造事業者の許可、届出 ・第1種製造事業者(許可制 100m³/日以上)の場合、貯蔵の許可、届出は不要。 (技術基準に貯蔵の技術基準が含まれている。) ・第2種製造事業者(届出制 100m³未満)の場合、貯蔵量が300m³以上は届出が必要。 ・第2種製造事業者(30~100m³/日)の技術基準は、第1種製造事業者と同様。 (技術基準に貯蔵の技術基準が含まれている。)</p> <p>2. 貯蔵の許可、届出 ・第2種貯蔵所の届出対象 300m³以上 ・第1種貯蔵所の許可対象 1000m³以上</p>	一般高圧ガス保安規則第7条の3 一般高圧ガス保安規則第11条	その他	過剰となる技術基準があると認識していないが、具体的な要望があれば、データなどの根拠とともに安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217010	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素スタンドにおける販売先・充填先の保安状況にかかわる事業者の責任の徹底	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドにおいても、ガソリンスタンド同様に、販売先・充填先の保安状況にかかわる水素スタンド事業者の責任を徹底していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、販売先責任者の選任や、販売先(充填先であるFCV)の保安状況を記載した台帳等による販売上の販売先に関する保安、更に、充填時にFCVの容器の期限を確認しなければならぬ等の製造上の保安というように、本来はユーザーが法的に責任を負っている部分の保安について、事業者にも責任を担保させている。ガソリンスタンドでは、車両の安全性はあくまでユーザーが管理するものとされており、このような販売先・充填先に関する保安の義務はない。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>高圧ガスの販売の事業を行う者は、届出が必要ですが、ただし、第1種製造事業者がその事業所で販売する場合は不要です。(つまり、水素をFCVに充填する者(第1種製造事業者)と、水素を販売する者(水素の所有者)が別法人である場合、販売届けが必要になります。) 要望1により、販売台帳、販売先責任者を不要とした場合、販売事業者としての責務は販売届けを行うことのみとなる。具体的には届出書の提出のみ。</p> <p>行政は、届出により、販売事業者が誰であるか、その所在を確認することができます。 高圧法では、販売店の所有する容器を用いて、中のガスのみを販売する形態があり、販売先(消費者)の保安の確保に一定の役割を果たしています。FCVの場合容器は車両の所有者のものであり、不特定の顧客を対象に販売する形態では、販売先の保安状況の把握は困難です。そのような販売先の保安状況確保を販売事業者に求めているものでもありません。 将来、例えば不良品質の水素が出回るような事態が発生した場合、販売事業者として、販売先への周知等を行う必要が生じる可能性は否定できません。</p>	高圧ガス保安法第5条、第11条、第12条、第20条の4、第20条の6、第28条等	その他	※要望の内、販売先責任者の選任、台帳の記載については「290331019 水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売先責任者の選任の不要化」、充填時の容器の期限確認については「290331020 車検(自動車検査登録制度)とFCV車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証書等の確認の不要化」の回答のとおり。 上記以外の水素スタンドにおける高圧ガスの販売及び高圧ガスの製造行為である充填における保安の義務について、ご要望について検討を行うためには、水素スタンドが高圧ガスの販売及び充填行為において、保安上の措置を行わなかった場合の安全確保について十分に説明頂く必要があります。特に、充填に際しては取扱いを誤ると事故災害につながるおそれがあるので、この観点についてもご説明が必要です。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217011	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素スタンド設備の無人運転の許可	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドの無人運転(遠隔監視等による)を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドにおいては、1日3回以上の日常点検や温度・圧力監視等の運転管理を行うため、保安監督者自身または、保安監督者の監督の下で従業員が常駐している。 一方、海外では既に、遠隔監視により水素スタンドの運転を集中監視し、充填はドライバーが行うことで、無人のスタンド運営が可能となっている。 日常点検や運転管理は、ガス検知器、温度・圧力伝送器、画像等を用いるとともに、定期的な巡回等を行うことで足り、常駐は不要と考えられる。 そこで、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえて、遠隔監視等による無人での運転を可能とする。 なお、無人運転を行う水素スタンドにおいても、現状の7条の3と同様に、建築基準法に関しては十分な水素を保有できることと商業地域等に建設できること、都市計画法に関しては市街化調整区域への設置が可能であること、消防法に関しては現状と同じガソリンスタンドの併設が可能であることを確認していただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	総務省 経済産業省 国土交通省	<p>【総務省】 従来の水素スタンドは、高圧ガス保安法令において技術基準が定められており、これを踏まえ、消防法令において給油取扱所に併設する場合の技術基準が定められている。</p> <p>【経済産業省】 水素スタンドでは、保安統括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされています。 処理能力が25万m未満(通常の水素スタンドの規模レベル)の場合は、保安監督者のみで可。 保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。 水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。</p> <p>【国土交通省】 <建築基準法> 二指橋の水素スタンドに係る建築基準法の規定は、常駐する従業員を求めるものではありません。 <都市計画法> 市街化調整区域に立地することが許容されているもの(都市計画法第34条各号に規定する立地基準)のうち、主として市街化調整区域に居住している者の利用に供する給油所等(第1号)又は、沿道サービスとしての給油所等(第9号)については、一般高圧ガス保安規則の技術基準を満たしている水素スタンドも含むものとして取り敢えず、このことについて開発許可制度運用指針に明記されています。 すなわち、高圧ガス保安法に基づき認められている水素スタンドは、市街化調整区域に立地可能としています。</p>	<p>【総務省】 危険物の規制に関する政令第17条第3項第5号、危険物の規制に関する規則第27条の5</p> <p>【経済産業省】 高圧ガス保安法第27条の2 一般高圧ガス保安規則第64条</p> <p>【国土交通省】 建築基準法第48条 都市計画法第34条第1号又は第9号、都市計画法施行令第29条の7</p>	<p>【総務省】 その他</p> <p>【経済産業省】 その他</p> <p>【国土交通省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【総務省】 給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危険物火災と水素ガス火災による複合災害を防ぐ必要がある。 高圧ガス保安法令において、「無人運転を行う水素スタンド」の技術基準が定められてはじめて、このような観点から併設可能を検討に着手できるため、現段階では判断できない。</p> <p>【経済産業省】 事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の人数は必要であると考えています。 ご要望について検討を行うためには、遠隔監視等による無人運転を行った場合の安全確保のための保安体制のあり方について、詳細にご説明頂く必要があります。 なお、セルフ充填方式のガソリンスタンドにおいても、無人での営業は認められておりません。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎
290217012	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	トランプルの緊急充填等の可能化	<p>【提案の具体的内容】 FCVの燃料切れ時等に公道等での緊急充填を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 路上での燃料切れによる救援依頼はJAFだけで年間83,811件(平成27年度)発生している。 現在、移動式圧縮水素スタンドからFCVへの充填は「第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で行うこと」とされており、不特定場所での燃料充填ができないことから、必ずレッカー移動を行わなければならない。 今後、FCVが普及し、燃料切れトランプルも増加すると思われることを考慮し、緊急充填を可能とする規制見直しが必要である。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>圧力20MPa以下で圧縮機や蓄圧器等を使用しない充填(流し込み充填等)について基準を整備しており、JAFが緊急充填するレベルの対応は可能です。(平成28年2月の省令改正(一般則12条の3)で措置済)</p> <p>(要望者が記載する条項とは一致していません。) 充填場所の届け出をあらかじめ行う必要があるが、JAFの営業エリアを届け出ること等対応可能です。</p>	<p>一般高圧ガス保安規則第8条の2第2項第2号へ 一般高圧ガス保安規則第12条の3第2項第1号</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>JAFが行うレベルの緊急充填については、流し込み充填等の基準を整備しています。(平成28年2月の省令改正(一般則12条の3)で措置済)</p>	◎
290217013	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	家庭、小規模事業所等での水素充填の可能化	<p>【提案の具体的内容】 FCVについても一般的な家庭、小規模事業所等での充填を、EV充電やCNG充填と同程度の簡便さで可能とする基準を整備していただきたい。</p> <p>【提案理由】 既に一般的なディーラーや自宅カーポート、ガレージ、倉庫や工場などにEVの充電設備が多数設置されている。また、CNG充填設備はガス事業法により、一般的な家庭の屋内ガレージで家庭用機器並の簡便さで充填可能な設備の使用が認められている。特に、一般的なディーラーでの充填については、EVの普及の状況に鑑みても、今後の地方におけるFCVの普及にあたり重要なサービスになると考える。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>圧力20MPa以下で圧縮機や蓄圧器等を使用しない充填(流し込み充填等)について基準を整備しており、対応は可能です。(平成28年2月の省令改正(一般則12条の2及び12条の3)で措置済)</p> <p>(要望者が記載する条項とは一致していません。)</p> <p>この規模を上回るレベルの処理能力、貯蔵量を有する水素スタンドの場合は、それに応じた許可、届出及び技術基準を適用することで対応可能です。</p>	<p>一般高圧ガス保安規則第12条の2、12条の3</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>圧力20MPa以下の処理能力又は貯蔵能力を持たない充填(流し込み充填等)の基準を整備しています。(平成28年2月の省令改正(一般則12条の2及び12条の3)で措置済)</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217014	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	保安監督者の複数スタンダ兼任の許容	<p>【提案の具体的内容】 事故時などの連絡体制などが確保されていることを条件として、保安監督者が一定の地理的範囲及び一定の箇所数の水素スタンドの保安監督者を兼任することを許容していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者を当該水素スタンドに専任させる形で保安監督者として選任し、保安を監督させる必要があり、そのような有資格者をスタンド毎に選任することは水素スタンドの運営コストの増加要因となっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。</p> <p>なお、水素スタンドは、規格化されたFCV容器に定型化された製造(充填)を行うものであることから、他の高圧ガス設備に比べ、資格要件を大幅に緩和し、監督者のみによる保安体制を認めているところ。</p> <p>水素スタンドでは、事故、災害が発生した場合には、危害予防規定等に従い、諸設備の操作、応急措置、住民や行政に対する対応を行うことが求められることから、一定の知識をもった資格者が対応する必要があります。</p>	高圧ガス保安法第27条の2、一般高圧ガス保安規則第64条	その他	<p>事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の対応は必要と考えています。</p> <p>複数の水素スタンドを兼任した場合の安全確保のための保安体制のあり方について詳細にご説明頂く必要があります。特に同時に発生した場合や大規模災害時の対応に懸念がありますので、その点についても詳細な説明が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎
290217015	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	保安監督者の資格者要件の合理化	<p>【提案の具体的内容】 高圧水素ガス特有の性質に対応するために水素スタンドの保安監督者に求められる経験の内容について、精査した上で、保安監督者の水素の製造に関する経験の要件を合理化していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験(水素の製造6ヶ月)を持つ者を保安監督者に選任する必要があるが、水素の取り扱い経験が6ヶ月ある経験者の確保には困難があるため、新規事業者が参入しづらい状況にある。他の可燃性の高圧ガスの取り扱いの場合、保安監督者として監督を行う対象のガス種の取り扱い経験に限定せず、一括りで、可燃性ガスの製造の経験が6ヶ月あれば、保安監督者となれると規定されている。水素についても、6ヶ月の経験について、全ての期間を水素の取り扱いに限定することなく、①高圧水素ガスに特有の性質に習熟するために必要となる経験等と、②他の可燃性高圧ガスと共通する性質に習熟するために必要となる経験等の2つに分解し、合計6ヶ月にするなど、保安監督者の資格要件の合理化をすべきと考える。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>水素スタンドでは、保安統括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされています。処理能力が25万m未満(通常の水素スタンドの規模レベル)の場合は、保安監督者のみで可。</p> <p>保安監督者は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者を保安監督者とする必要があります。</p> <p>6ヶ月の経験について、水素は分子量が小さく漏洩しやすい、LPGやCNGのような付臭ができず、姿が見えない、水素脆化等の作用がある等の特有の性質が有り、水素スタンドは従来産業用でも稀な超高圧、極低温から高温の水素を取り扱うため、水素に関する一定の経験を求めているもの。</p>	一般高圧ガス保安規則第64条第2項	その他	<p>ご要望について検討を行うためには、保安監督者の水素の製造に関する経験の要件を合理化した場合でも、保安監督者としての能力について安全上問題ない根拠を示していただく必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎
290217016	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドを整備するにあたっての基準整備	<p>【提案の具体的内容】 液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理能力の計算においては、実際に稼働する状況を前提に能力を計算していただきたい。</p> <p>【提案理由】 液化水素の連続昇圧にあたっては、蒸発器の凍り付きの問題から、2つの蒸発器を用いて交互に使用することになり、2つの蒸発器は同時に起動することはない。しかし、高圧ガス保安法では、原則として処理能力を全ての機種の能力の合算で求めるため、コンビナート則の適用の可能性があり、保安について、水素スタンド以上の規制を受けることになる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>許可、届出の判定に用いる処理量(処理能力)を算定する場合には、圧縮機、蒸発器等の設備が実際に稼働しうる1日(24時間)の能力によるものとし、これらを合算して算出することとされています。</p> <p>最大稼働能力という観点から処理量を算定する規定であり、物理的に2つの処理設備が同時に稼働可能であれば合算する必要があります。物理的にいずれか一方しか稼働することができない構造であれば、合算しないこととすることは可能です。</p>	一般高圧ガス保安規則第2条第1項第18号	その他	<p>同時に稼働させることの可能な設備については、合算して処理量を判断する必要があります。</p> <p>最大稼働能力という観点から処理量を算定する規定であり、物理的に2つの処理設備が同時に稼働可能であれば合算する必要があります。物理的にいずれか一方しか稼働することができない構造であれば、合算しないこととすることは可能です。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217017	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者に保安を監督させることにより(いわゆる保安監督者)、保安統括者・保安技術管理者・保安係員の選任が免除されている。一方、水素出荷設備については、水素スタンドに併設する小規模なものであっても、保安統括者・保安技術管理者・保安係員を選任する必要があり、多額の人員費を要している。水素スタンドに併設した出荷設備からカードル・トレーラー・移動式水素スタンドに充填する場合には、安全性に関して、FCVへの充填と大きな差異はないと考えられる。そこで、水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としていただきたい。 なお、追加の安全対策としては、流量調節弁の設置などが考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	水素の出荷設備は、典型的な高圧ガスの製造設備の一つとして、保安統括者(代理者)、保安技術管理者、保安係員を選任し、それぞれの職務を行わせることとなっています。保安体制は規模等により兼任等が認められており、実質、保安統括者と保安係員の2名体制で可能です。 一方、水素スタンドは、規格化されたFCV容器に定型化された製造(充填)を行うものであることから、他の高圧ガス設備に比べ、資格要件を大幅に緩和し、監督者のみによる保安体制を認めているところです。	高圧ガス保安法第27条の2 一般高圧ガス保安規則第64条第2項	その他	水素スタンドは、規格が定まっているFCVに対して、定められた方法で充填を行うための充填プロトコルに従って充填が行われるものであり、限られた取扱い量、充填方法であることを前提に水素スタンドの安全を確保するための技術基準や責任者の選任基準が定められています。 一方、出荷設備は、トレーラーや移動式スタンド、カードルなど様々なものに充填が行われるため、それぞれの充填行為にあった充填の保安管理を行う必要があります。その量もFCVへの充填に比べて多量なものとなるため、水素スタンドと同様の安全性とはみなせないと考えております。 ご要望について検討を行うためには、提案について保安体制に関する基準を見直しでも安全性確保される根拠を示して頂く必要があり、上記の懸念点についても詳細な説明が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217018	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素スタンドにおける過流防止弁等の設置の廃止	<p>【提案の具体的内容】 リスクアセスメントを再度実施し、これらの基準の緩和について検討していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドの安全性確保のため、二重遮断装置、過流防止弁等の設置が義務づけられているが、この規制は、82MPaの水素スタンドの実績がない頃に行われたリスクアセスメントに基づいて決められたものであり、現状の技術が反映されていない。具体的には、リスクアセスメント当時に比べて、配管等に使用する材料と水素の関係性が分かってきており、破断前漏洩等も考慮した設計となっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	水素スタンドの設備に係る技術基準では、製造のための施設の位置、構造及び設備の技術上の基準として、安全確保のための措置を設けており、2以上の遮断措置を講ずることと流量が著しく増加する事を防止する措置等を求めています。	一般高圧ガス保安規則第7条の3	その他	過流防止弁や2重遮断装置はフレキ配管の破断や地震等の災害時や緊急時にガスを止める有効な手段であり、また、2以上の遮断弁は、緊急時の作動不良等に対応しており、非常時にガスを止める手段を廃止することは不適切と考えています。 本件について検討を行うためには、過流防止弁等がなくても上記の懸念点を含めて安全性が確保されている事をお示し頂く必要があります。 弁廃止時等の安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217019	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	新たな水素特性判断基準の導入	<p>【提案の具体的内容】 水素特性判断基準の基礎研究を進め確立させるとともに、確立した判断基準を速やかに基準化し、一般高圧ガス保安規則例示基準に導入していただきたく、引き続き協力していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現行のN(当量規制(SSRTによる相対絞りを基準とした材料選択))による材料は、水素の影響が極めて少ない材料であるが調達に時間がかかり、調達コストも高くなっている。水素スタンドへの使用鋼材について、出来る限り汎用性のある鋼材を適材適所に使用出来るような新しい水素特性の判断基準の確立・導入が望まれている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	水素スタンド等に使用する材料に関する基準は性能規定化しており、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的組成及び機械的性質を有することを求めています。 製造許可を受ける際に、使用する材料が当該基準を満たしているかどうかについては、①基準を満たすことを立証するデータや規格を示す、②高圧ガス保安協会の詳細基準事前評価を受ける、③例示基準に示された材料を用いる、④昨年来より運用を開始したファストトラック制度により確認を受ける等の方法があります。 水素を高圧下で利用する場合には、水素脆化等の作用があることから、これらの特性を評価、判定する方法を開発し、順次新たな材料の評価を行い、特性が確認されたものは順次例示基準に追加してきております。材料の評価方法も順次改定、開発が進められ、採用されているところです。	一般高圧ガス保安規則第7条の3(第6条第1項第14号の規定を準用)	その他	高圧ガス設備の材料に関する技術基準は性能規定化しています。改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。 新たな水素特性の評価方法が事業者等の検討で確立出来た場合は、規格等を作成頂き、平成28年度より開始したファストトラック制度の活用により迅速に活用することが可能となります。個別の材料評価についても同様にファストトラック制度が利用可能です。 研究開発については、ご提案主体のご要望を踏まえながら、平成29年夏までに今後の具体的な研究内容を固め、水素特性判断基準の確立へ向けた研究開発を進めていきます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217020	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	安全係数3.5の設計における圧力制限の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、安全係数3.5で設計する場合の技術基準の圧力制限を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、安全係数を4として(仕様で想定する使用条件における材料に対する負荷の4倍の負荷がかかっても安全であるよう)設計する設計を行う場合の技術基準については、使用する圧力の制限がない。一方、安全係数3.5として設計を行う場合の技術基準については、国内他法令(圧力制限なし)と異なり、高圧ガス保安法のみに圧力制限を設けているため、水素スタンドの設計を安全係数3.5で行おうとすると、使用できる材料に制限がある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>高圧ガス設備は、用いられる圧力または温度によって発生する最大の圧力に対し、十分な強度を有するものであることが求められており、具体的には、特定設備検査規則の規定を準用しております。 特定設備検査規則では、設計に係る安全係数が4.0の場合(第1種特定設備)の基準と3.5の場合(第2種特定設備)の基準が設けてあります。 設計係数を3.5とした場合の技術基準を満たす具体的な技術的内容及び検査方法の例示を示した例示基準(特定設備検査規則の機能性基準の運用の別添7第2種特定設備の技術基準の解釈)において、設計圧力が20MPa以下の設備についてのものとされており、 なお、例示基準の内容と完全に一致しない場合でも、技術基準を満たすことを立証するデータを示すか、高圧ガス保安協会の詳細基準事前評価を受け技術的検証を行う事で自治体の許可を受けることは可能である。</p>	一般高圧ガス保安規則第7条の3(第6条第1項第13号の規定を準用) 特定設備検査規則第14条	その他	<p>本件について検討を行うためには、安全係数3.5で設計した場合の圧力制限を不要とした場合でも、安全性が確保されることを確認出来る根拠(データ)をお示し頂く事が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎
290217022	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素カードル等の上限温度の緩和	<p>【提案の具体的内容】 水素ステーションに設置するTYPE1製水素カードルについて、上限温度の緩和をしていただきたい。 直射日光による上昇温度以上に、容器の上限温度が緩和された場合には、直射日光を遮る措置を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 汎用的に流通している水素カードル等に使用されるTYPE1容器は、常に40℃以下に保たなければならない。このため、容器置場には直射日光を遮るための措置(不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根)が必要である。さらに、直射日光を遮るための措置に加えて、散水設備等を設置することもあり、コストの増大につながっている。一方、圧縮水素トレーラーのTYPE3容器は、特に製造・輸送時において、40℃を超えて運用したいニーズが高かったことから、上限温度を高した場合は検証を行った上で、緩和措置が取られている。水素ステーションに設置するTYPE1製水素カードルにも同様のニーズがあるため、常用の温度(使用温度上限)を高く設計した容器について、常用の温度(使用温度上限)が40℃を超えた容器則容器基準の追加を要望する。 さらに、直射日光による上昇温度以上に、常用の温度(使用温度上限)が高い容器を使用する場合には、直射日光を遮る措置及び温度上昇を防ぐ措置を不要としていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>水素スタンドに係る技術基準において、水素スタンドに設置される水素カードルについては、容器置場として直射日光を遮る措置を講じることが求められているとごです。 直射日光を遮る措置としての具体的な内容の例示として例示基準には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けることが示されているが、短時間であればシートで覆うことで代替することを可能としているなど、例示においても屋根に限定はしていません。 また、容器置場において、充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つことが求められています。しかし、直射日光を遮る措置を講じ、通風等を確保すれば、それ以上に具体的な措置は求めていません。(要望者が記載するような散水設備の設置を技術基準で求めているものでありません。)</p>	一般高圧ガス保安規則第7条の3(第6条第1項第42号を準用)	その他	<p>ご要望の内容について、散水設備は法令上設置を求めておりません。また、直射日光を遮る措置については、直射日光を遮る措置については性能規定化してあり、必ずしも屋根の設置を求めておりません。屋根の設置は、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、例示以外のものでも安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。 なお、貯蔵や輸送時等において、外気温の影響で温度が40℃を超えた場合でも、日陰で風通しにより取扱いであれば、技術基準違反にはなりません。</p>	◎
290217023	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	3.5よりも低い安全係数の一般則及び特定則への追加	<p>【提案の具体的内容】 3.5よりも低い安全係数に係る設計の検討が進み、基準が整備された後、特定高圧ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則に3.5よりも低い安全係数(例えば2.4)を導入し、特定則大臣特認と一般則詳細基準事前評価を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、特定設備を作る際、3.5よりも低い安全係数を採用する際には、法令上(特定則等)の規定がないことから、経済産業大臣による特別認可及び高圧ガス保安協会による事前評価委員会における評価が必要(一般高圧ガス設備では、高圧ガス保安協会による詳細基準事前評価のみ)であり、時間を要している。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>高圧ガス設備は、用いられる圧力または温度によって発生する最大の圧力に対し、十分な強度を有するものであることが求められております。具体的には、特定設備検査規則の規定を準用しております。 特定設備を作る際、3.5よりも低い安全係数を採用する際には、法令上(特定則等)の規定がないため、経済産業大臣が危険のおそれ無いものと認める特認の手続きを行うことで、都道府県の許可を受ける事ができます。 この特認を容易にするため、特認の手続きに必要な技術文書が整備しており、既に一部に設計係数2.4の設計を用いた設備の部品が導入されています。 特認の手続きは2週間で作成した例もあり、事実上設計係数2.4を用いた製品の評価は事前評価も含めて1~2ヶ月で実施可能であり、事実上の問題は生じておりません。</p>	一般高圧ガス保安規則第7条の3(第6条第1項第13号の規定を準用) 特定設備検査規則第14条	その他	<p>現在でも、安全係数2.4の設計による設備は整備済の技術文書と特認により実現は可能であり、既に水素スタンドでも使われております。整備済の技術文書の活用により時間もさほどかからないため、実質上問題は無いと考えています。 その上で、設計係数2.4を設計の基準とした場合には、これまでの設計とは安全性の確保に関する考えが異なり、寿命の評価や定期的な交換、管理基準による担保等が必要となるため、一般的な基準とするためには、技術的にも制度的にも解決すべき課題が多く存在すると考えています。 本件について検討を行うためには、低い安全係数を設計の基準とした場合でも安全性が確保出来る根拠(データ)をお示し頂く必要があります。上記の懸念の点についても説明頂く必要があります。低い設計係数を技術基準とした場合の安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217024	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	型式承認の合理化	<p>【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、道路運送車両法と同様の型式認証の仕組みを導入していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、新しく開発したFCVの車載容器について、新たなライン(製造設備)を設置し量産を始めるために、型式を取得する必要があるが、現在の運用では、製造設備を設置した後、その製造設備による製造工程について容器等製造業者登録を取得し、その設備により製造した容器の試験結果に基づいて型式を申請することが求められる。そのため、容器等製造業者登録に3ヶ月、登録された設備を用いて容器を作成し、型式試験を行うのに約6ヶ月、型式試験の内容により型式を取得するのに3ヶ月、それらの認可情報を入力したラベルの生産準備に1ヶ月程度を要している。この点、道路運送車両法に基づく車両自体の認可取得は2.5ヶ月以内に完了する。車両の型式認証(道路運送車両法)においては、「どこでどのような設備で製造するか」というところまで事前に確定する必要は無く、製造事業場の追加の際の都度の認可は不要となっている。品質管理の観点からは、既に完成品に関する検査が措置されており、十分担保可能であると考えられるため、このように製造場所と型式認証を紐付けて製造場所まで事前確認の対象とする制度は過剰であると考えられる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>法第49条の5に基づいて、容器等の製造の事業を行う者は、工場又は事業場ごとに登録を受けることができるとしており、当該登録を受けた者は、法第49条の21第1項に基づいて、製造しようとする容器について型式承認を受けることができるとしています。</p>	法第49条の21第1項、容器則第57条、第58条及び第59条	その他	<p>高圧ガス容器の破裂等が発生した場合は公共の安全に影響があるため、慎重な検討が必要で、事業所毎に品質管理の方法や検査のための組織が異なる場合が想定され、同一の型式であっても同一の品質が担保されない場合もあります。ご要望について検討を行うためには、高圧ガス容器の品質管理が、製造設備によらず一定であり、安全上問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。また、要望中、完成品に関する検査が措置されており、十分担保可能とありますが、検査は200個に1個の組試験であり、全数検査ではありません。この観点も含めてご説明いただく必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎
290217025	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	刻印のない試作容器を車載したFCVの公道以外(テストコース等)での走行	<p>【提案の具体的内容】 FCVの開発を促進する観点から、特別充填許可に基づく充填ラベルと容器ラベルを刻印とみなし、刻印無し容器を搭載したFCVの公道以外(テストコース等)での走行が可能になるよう、速やかに措置していただきたい。</p> <p>【提案理由】 規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)No.65「試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し」については、規制改革実施計画のフォローアップ結果(2015年6月16日規制改革会議)では「公道走行を行わない試験車両に搭載する刻印無し容器については、高圧ガス保安法に基づき現行の特別充填制度を活用して対応するとの措置が取られた。」として「措置済」の扱いになっている。しかしながら、実際には高圧ガス保安法では、これまでの規制の見直しにより、特別充填許可に基づいて、刻印無し試作容器への充填、消費は認められるようになったものの、が、貯蔵と移動については認められていない。このため、刻印無し容器を搭載したFCVは、水素ガスを充填したその場を動かさず、消費、放出を行うことは可能であるが、公道以外(テストコース等)での走行が不可能となっている。即ち、規制改革実施計画の内容が未だ実現されていない状況になっている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>貯蔵について規定する一般則第18条第2号へ及び第3号において、一般複合容器については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと等を定めています。また、移動について規定する一般則第49条第1項各3号においても、同様に、一般複合容器については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと等を定めています。</p>	一般則第18条第2号へ及び第3号、第49条第1項第3号	検討を予定	<p>現行の規定においては、特別充填許可を受けた場合の一般複合容器に係る使用年数の考え方が不明確ですので整理を行うこととします。</p>	◎
290217026	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	国際基準(UN-R134)に基づくFCV用高圧水素容器の相互承認制度の確立	<p>【提案の具体的内容】 UN-R134に基づく車両及び容器の相互承認制度を有効に活用できるよう、高圧ガス保安法においても道路運送車両法と同様の関係法令の整備を速やかに実施していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法と道路運送車両法では、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく国際基準であるUN-R134を取り込むために2016年6月30日付けで関係法令の改正が行われた。これは規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)No.58「燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化」への取り組みの一環として実施されたものである。しかしながら、高圧ガス保安法関係については、関係法令に一部不足部分があるため、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認制度を十分に活用出来ない状態にある。例えば、UN-R134に基づいて製造されたFCV用高圧水素容器について、海外で認可を得た容器を国内で使用するための国内規定が整備された一方で、国内で認可を得た容器を海外へ輸出する際に必須となる海外の認可当局向けの認可証を発行する国内規定が十分に整備されていないため、国内で認可を得た容器を搭載したFCVの海外への輸出が事実上困難な状態にある。車両について規制を行っている道路運送車両法では、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認制度を有効に活用できるように関係法令が既に整備され、円滑な運用が行われている。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	<p>高圧ガス保安法においては、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(平成10年条約第12号)に附属する規則第134号(以下UNR134という。)を国内法に取り込むため、国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号、以下「国際容器規則」という。)及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成28年経済産業省告示第184号、以下「国際容器細目告示」という。)を制定しました。型式承認を行った場合は、国際容器規則第23に基づいて容器型式承認証を交付することとしています。UN-R134においては、容器型式承認証の様式は規定されていないと認識しています。</p>	国際容器規則、国際容器細目告示	検討を予定	<p>事業者がどのような様子を要望しているのかを聞いた上で、必要な検討を行います。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
290217027	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	高圧容器の サイクルバ ースト試験 での品質 担保手法 の見直し	【提案の具体的内容】 容器の出荷可否要件からパッチテストの実施を除外していただきたい。 さらに、サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへご協力いただきたい。 【提案理由】 パッチテストとして実施するサイクル試験・バースト試験が終了するまでは、容器をリリース(出荷)できず、結果そのパッチ分の容器を保管する為の広大なスペース確保が必要。 下記を前提に、容器の出荷可否要件からパッチテストの実施を除外する。 容器の強度にかかわる設計内容、それに基づく生産工程での品質保証、及び全数検査(膨張試験)の実施から、容器の耐圧強度は充分に担保される。さらに、万が一に備え出荷後の回収手段を整備する。 さらに、現行法においては、パッチテストとして実施するサイクルバースト試験がある割合が必要であり、大きな生産ロス(廃棄物、コスト)となる。サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへのご協力を頂きたい。	FCCJ (燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	高圧ガス保安法第49条の5第1項に定める容器等製造業者の登録を受けける為には、同法第49条の7第3号において、「品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることが求められています。当該経済産業省令で定める技術上の基準は、国際容器規則第34条第2項において定めており、日本工業規格Q9001(2008)や国際規格ISO9001(2008)の品質システム要求事項に規定される基準等を満たすこと及びUNR134の8.3.1.及び9.3.2に定める組立試験を行い、これに合格することを求めています。	高圧ガス保安法第49条の7第3号、国際容器規則第34条第2項、国際容器規則目告示第27条	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。 国連規則においても、品質を確保するため、200個に1つは、破裂テスト及び圧力サイクルテストの組立試験を実施することを求めています。 ご要望について検討を行うためには、組立試験がなくとも品質が保証され、安全上問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217028	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	車載用高圧 水素容器等 の開発時の 認可の不要 化	【提案の具体的内容】 容器の開発についても、車体と同様、認可を不要としていただきたい。 【提案理由】 FCV/CNG車については、現在、道路運送車両法と高圧ガス保安法に基づき規制されているが、今後のFCVの普及を見据えれば、高圧ガス保安法の規制が、大量生産を前提とした道路運送車両法の規制に比べて、極めて厳しい部分がある。 開発時の認可についても、道路運送車両法上、車両の開発を行うに際しては、開発時の認可は不要であるが、高圧ガス保安法に関する部分は、開発品毎に認可を取る必要があり、開発の遅延や、認可対応のコスト増に繋がる。	FCCJ (燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	高圧ガス法上、容器に高圧ガスを充填する場合、刻印等がされているものであることが必要です(法第48条)。当該刻印等は法第44条に基づき容器検査を受け、これに合格するか又は法第49条の5第1項に基づき容器等製造業者の登録を受け、法第49条の21に基づき型式の承認を受けた場合に刻印等することができます。 また、法第48条第5項に基づいて、経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許した場合には、その条件に従って行うときも、充填を行うことができます。	法第48条、法第49条の5第1項、法第49条の21	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。 ご要望について検討を行うためには、開発品であれば、安全上問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。 これらの根拠により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217029	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 5月31日	FCV/CNG車 に関する国交 省と経産省に またがる事務 手続きの合理 化	【提案の具体的内容】 FCV(特にUNR関係)の申請窓口を一本化していただきたい。 さらに、車載容器については車輻部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 【提案理由】 FCV/CNG車など高圧容器を車載した車両においては、車両と容器の申請、管轄が国交省と経産省に分かれているために、以下のような課題がある。今後FCVを大量導入していくにあたり、自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化を求めるとともに、将来的には、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。 ①自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化(高圧)申請の窓口の一本化としては、平成25年度の規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)の、No.62(燃料電池自動車送達時の届出手続きの簡素化)のような例もあるが、UNR134では高圧容器部分は経産省に、車両システムは国交省にそれぞれ申請する必要があるなど、認可当局が複数にまたがる不便性がある。また従来の国内法でも容器から水素が漏洩した場合、高圧ガス保安法での事故の取扱いと道路運送車両法の燃料漏れでそれぞれ届出が別々に必要である。そのため自動車についての事務手続きの合理化の観点から(特にUNR関係については)申請窓口の一本化をお願いしたい。 ②現在、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。 今後IWVTAにより車両全体の一括認証の仕組みを進める場合、FC/CNG車については国交省と経産省の両省庁にまたがって調整を進める必要があり、場合によってはそれぞれ独立した委員会を設けて審議を進める必要があり、国際的な相互承認の進め方に他国に後れを生じる可能性がある。そのため車載容器については車輻部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 また、車両と容器の法定点検(車検や容器再検査等)も両省にまたがり、有効期限が同期しないケースもある。	FCCJ (燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省 国土交通省	FCVIについて、自動車の認証等については、自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図る観点から道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき国土交通省が、高圧ガス容器の認証等については、高圧ガスによる災害を防止する観点から高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づき経済産業省が、それぞれ所管しており、各法律の目的に則した事務手続きを行っているところです。 また、FCVの高圧ガス容器に関する技術基準については、道路運送車両法体系においては高圧ガス保安法体系の基準を引用することにより二重の規制とならないようしているほか、平成28年6月に発効されたFCVの高圧ガス容器等に関する車両等の型式認定相互承認協定に基づく(国連規則(UNR134)やIWVTAの実施に必要な手続きに関する規則)についても、当該基準の制決定に係る作業部会の議長を日本が務める等我が国が議論を主導し我が国の制度や道路環境事情等に即した基準の導入を可能とするために国土交通省と経済産業省が密接に連携して対応しています。 なお、世界技術規則に適合する高圧ガス容器の容器再検査は、道路運送車両法第62条に定める継続検査を配慮して、初回は4年1月、経過年数4年1月を超えるものについては2年3月と規定しており、この期間内であれば、前倒しで受けることを可能とし、同時期に両検査を実施することが可能となるようにしています。	高圧ガス保安法、 容器則	その他	①FCVの高圧ガス容器に係る窓口の一本化については、FCVIに関する事務手続きのあり方について、事業者の負担等の観点から検討を開始します。 ②FCVの高圧ガス容器に係る管轄の一本化については、現在においても、FCVIに係る国際的な相互承認の進め方に関し我が国が主導的な役割を担うべく国土交通省と経済産業省は密接に連携して対応していること ・車両と高圧ガス容器の法定点検を同時期に行うことが可能な制度設計としていること ・高圧ガス容器は道路運送車両法体系上の一装置として位置づけられており、その技術基準については、道路運送車両法体系において高圧ガス保安法体系の基準を引用し、二重の規制となることを回避していること から、不要と考えます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
290217030	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維の解釈	<p>【提案の具体的内容】 荷重を分担しないガラス繊維について、荷重に対する強度を求める規制を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維について、荷重に対する強度を求める規制を敷いている(「容器製造業者が引張り強さ及び破断ひずみか適切であることを保証するもの」であることを求めている)。荷重を分担しないガラス繊維について、荷重の分担を前提とした規制がなされていることは合理的ではない。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	高圧ガス保安法第41条第1項において、「高圧ガスを充てんするための容器の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。」ことを定めています。当該経済産業省令で定める技術上の基準については、国際容器則第5条第1号において、「容器は、充填する高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること」として、性能規定化しています。なお、当該性能に適合していることの例示を、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての通達において示しています。	法第41条第1項、容器則第3条第1号	現行制度下で対応可能	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準は性能規定化しています。改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。また、業界で規格等を作成頂ければ、平成28年度より開始したファストトラック制度の活用により、民間規格を迅速に活用することが可能となります。なお、懸念点を示しますと、審査においては、容器の強度(圧力に対する)に対し、ガラス繊維が荷重を分担しない場合であっても、落下試験等においてガラス繊維を保護材として機能させている場合がありますので、この場合であってもガラス繊維の強度の定めが必要であるという根拠(データ等)をご説明いただく必要があるかと思えます。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217031	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	UN-R134容器へ標準の方式の緩和	<p>【提案の具体的内容】 海外でUN-R134に基づく容器認可を得る場合と同様、国内で認可を得る場合においても、UN-R134に規定されたとおりの任意の方式でのラベリングを認めていただきたい。(アルミニウム箔または伸縮性を有する票紙に、打刻ではなく印字したものを容器外面に貼付し、場合によっては保護フィルムを貼付する方法等を想定している。)</p> <p>【提案理由】 国際基準であるUN-R134に基づく容器認可を取得する場合、高圧ガス保安法では検査官への標準の方式として、票紙に表示したものをフープラップ層の見えやすい位置に巻き込む方法か、アルミニウム箔に打刻したものを容器胴部の外面に貼付する方法のみが認められている。UN-R134では8項で「容器に貼付されるラベルは、その容器に関するメーカー推奨の使用寿命の期間を通して所定位置にとどまり、かつ判読できるものとする。」と規定していることから、海外でUN-R134に基づく容器認可を得る場合には、任意の方式でのラベリングが認められている。即ち、同じ国際基準UN-R134に基づく容器でも日本で認可を得る際には標準の方式の自由度に制限がある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第49条の25第2項の規定により、登録容器製造業者が標準の標示をしようとする場合、「告示に定める方式に従って標準をしなければならない。」(国際容器則第53条第2項)として規定されています。当該告示に定める方式は、国際容器則第28条第3項において、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に巻き込み方式及び第2項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とすると定めています。	法第49条の25第2項、国際容器則第53条第2項、国際容器則第28条	検討を予定	UNR134の規定を踏まえて、検討を行います。	◎
290217032	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	容器の許容キズ深さの基準の緩和	<p>【提案の具体的内容】 許容キズ深さを1.25mmに限定せず、設計により自由に決められるようにしていただきたい。また、再検査時について、国際容器則細目告示にも補修による合格条件に(繊維が露出している)の条件を加えていただきたい</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法国際相互承認に係る容器保安規則では、容器の許容キズ深さは1.25mm以下とされており、例えば容器の保護層を厚めに設計するなどして、1.25mm以上のキズを許容できる容器を作ろうとしても、認められない。一方、国際的には、このような容器を製造することが認められている。開発の自由度を高めるためにも、許容キズ深さを1.25mmに限定せず、設計により自由に決められるようにしていただきたい。 また再検査時にキズを認めた場合、「…許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」(国際容器則細目告示第17条第1項第1号ハ)とある。繊維が露出していない場合は、繊維が保護されている状態なので、傷の補修は不要と考えられる。一方、容器則細目告示第20条第1項第1号ロ(→同第15条第1項第1号ニ)には「(イ)…許容傷深さの値以下の切り傷であって、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」とあり、これらの不整合をなくすために、国際容器則細目告示にも補修による合格条件に(繊維が露出している)の条件を加えていただきたい。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第49条の25に基づき登録容器製造業者等が刻印等を行う場合、国際容器則細目告示第28条にしたがって、許容傷深さを1.25ミリメートル以下である許容傷深さを刻印等とすることができます。法第49条に基づく容器再検査の方法について、国際容器則細目告示第17条第1項第1号ハ(イ)において、繊維強化プラスチックの外部切り傷については、刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができますと規定しています。	法第45条、国際容器則第5条第2項、第6条第1項及び第3項、国際容器則細目告示第17条第1項第1号ハ(イ)	検討を予定	UNR134の規定を踏まえ、検討を行います。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217033	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	容器等製造業者登録の会社単位取得	<p>【提案の具体的内容】 容器等製造業者の登録にあたっては、会社単位での申請を認めていただきたい(車両製造は自動車型式指定申請を会社として実施)。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録にあたって、各工場等の事業場の単位で申請主体としているが、今後、量産規模が拡大していくに際し、工場が増える度に新たな容器等製造業者の登録を求められると、登録事業場間で、方針管理、検査員認定、内部監査、外注管理などの業務に、多くの繰り返しや重複が発生し、非効率となる。また、同種類の複数工場生産を踏まえ、型式承認も工場ごとではなく、会社として一度の認可取得としていただくことで、工場間の生産融通など、フレキシブルな生産対応が可能となる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第49条の51において、容器等製造業者の登録は、「その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる」と規定しています。	法第49条の5	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。容器等製造業者の登録は、容器の品質管理の観点から法令上規定しているものです。ご要望について検討を行うためには、容器の品質管理を実際に行っている事業所単位でなく、会社単位で登録を行うことによっても安全上問題なく品質管理が行える根拠(データ)を示していただく必要があります。これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217034	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	容器等製造業者登録の更新の見直し	<p>【提案の具体的内容】 更新にあたっては、登録番号、型式認可番号等と同じものを引き継がせていただきたい。また、更新の手続き(現状、新規申請と同等と考えると約3か月)についても、現地監査等(数日)のみの確認で更新を認めていただきたい。 更に、型式取得した製造中の容器を新たな登録事業場(工場)で追加製造する場合も、同一の型式番号を使用させていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録の有効期間は5年であり、5年毎に更新が必要であるが、更新した場合、認可番号が変更になるため、容器の品番も変更となり、車両製造、補給用の部品の管理等において、同一品であるにも関わらず異なる品番数が増える事による管理の混乱に繋がる。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第49条の5第1項において容器等製造業者の登録を受けた者は、法第49条の9第1項に基づいて登録の更新を受けなければならないとしています。経済産業大臣は、更新したときは登録証を交付し(第49条の11第1項)、当該登録証には、登録番号を記載することとなります(同条第2項)。	法第49条の5第1項、第49条の9第1項、第49条の11	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。更新の際には、引き続き、技術上の基準に適合しているかどうか等について確認を行うこととなります。この際に、具体的に省略可能と考えられる箇所があれば、ご提案ください。また、他の工場でも同じ容器の型式番号を使用すると、不良品が発生した場合、トレースが困難になる等の懸念があります(更新の前後でも同様)。本件について検討を行うためには、上記の懸念点を含めて安全上問題無いという根拠(データ)をお示し頂く必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217035	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	刻印のない試作容器を車載したFCVの走行	<p>【提案の具体的内容】 特別充填制度等を活用し、一つの申請において複数の都道府県での公道を含む走行についての充填、移動、貯蔵についての許可をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 特別充填許可は各都道府県にそれぞれ申請、許可をもらう必要がある。テストコース等評価設備は目的に応じ、複数の所在地にあるため、一つの容器の評価に対し、複数の申請、許可が必要となっている。 また一般の車両開発過程においては、試作の最終フェーズでは官能評価を含めた車両全体の評価のため実際に公道で確認している(臨時運行許可制度を活用)。FCVでも今後このような開発工程としたいが、刻印のない試作容器では公道を走行することができない。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第48条第5項に基づいて、経済産業大臣が危険の恐れがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って行うときは、高圧ガスを充填することができるとしています。なお、当該経済産業大臣の事務は、令第18条第2項第3号により、内容積500リットル以下の容器に関する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。)については都道府県知事が、令第19条第1項第2号において、内容積500リットルを超える容器及び内容積500リットル以下の鉄道車両に固定する容器に関する事務については産業保安監督部長が行う事務とされています。	法第48条第5項、令第18条第2項第3号、第19条第1項第2号	検討を予定	都道府県の意見も踏まえつつ、検討を行います。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217036	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	容器寿命の延長	<p>【提案の具体的内容】 15年を超える容器寿命に対応したFCV容器の技術基準を整備していただきたい。あわせて、日本政府が主導して国際基準であるGTR-13及びUN-R134の改定に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現行の高圧ガス保安法ではFCV容器の容器寿命(充填可能期限)は15年に決められている。またFCVに関する国際基準であるGTR-13及びUN-R134においても、容器寿命は15年までとされている。このため、車両登録から15年を経たFCVを乗り続けるためには、車両が健全な状況であったとしても新品のFCV容器に交換しなければならず、ガソリン自動車に比べてユーザーに対して大きな負担を課すことになる。</p> <p>一方、欧州域内ではFCV容器の容器寿命を20年以内で容器製造業者が設定することが認められており、また、ONGVに関する国際基準であるUN-R110においても、同様にONGV容器の容器寿命を20年以内に設定することが認められている。このように世界的に見れば、15年を超える容器寿命の取り扱いの実績が既にある。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	国際容器則第1条第6号において、国際容器則が適用される容器については、「容器を製造した月(容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して15年を経過した月」を充填可能年月とすることを定めています。また、一般則第19条第2号へ又は第49条第1項第3号においては、一般複合容器であって当該容器の刻印等において示された月の前月から、15年を経過した月を超えて移動、貯蔵を行わないこととしています。	国際容器則第1条第6号、一般則第18条第2号、第49条第3号	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。ご要望について検討を行うためには、FCV用の容器が20年まで延長可能としても安全上問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には、経済産業省としても、事業者と協力の上、GTR-13及びUN-R134の改定に向けて取り組んでいきます。	◎
290217037	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	充填可能期間中の容器を搭載しているFC産業車両用電源ユニットのリユースの許容	<p>【提案の具体的内容】 適切な点検・管理(労働安全衛生法によって定められている特定自主検査)の下で使用・取り扱われている充填可能期間中の容器を搭載している電源ユニットについては、新しい別の車両への載せ替えを可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 「フューエル」をはじめとするFC産業車両については、燃料装置用容器を含む全ての部品がワンパッケージ化された箱状の電源ユニットを搭載していることが特徴である。現状、車両と容器が1:1で紐付けが必要であるため、故障などによって車両側が使用不能となった場合には、たとえ、容器寿命(充填可能期間)途中であっても、新しい別の車両への電源ユニット載せ替えができず廃棄せざるを得ない。今後の普及を見据えれば、適切な点検・管理(労働安全衛生法によって定められている特定自主検査)の下で使用・取り扱われている充填可能期間中の容器を搭載している電源ユニットについては、新しい別の車両への載せ替え、すなわちリユースを可能とすることが合理的である。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第49条第2項において、「容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする」として規定され、国際容器則第17条に基づき容器再検査の基準を定める国際容器則細目告示第19条第2号において、「自動車に装置されている容器」については、「容器に貼付されている容器証票に記載された車両番号は、当該容器が現に装置されている車両番号と同一であること」としており、車両と容器が1:1で紐づけられていることが必要としています。	法第49条第2項、国際容器則第17条第1項第3号、国際容器則細目告示第19条第2号イ	その他	載せ替えの懸念の1つとしては、古い車両から取り外し、新しい車両に取り付けるまでの期間、適切に管理が行えるか(腐食が発生しないか等)についても懸念されます。ご要望の検討のためには、これらの観点から、載せ替えを行っても問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217038	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	FCV販売終了後の補給用タンクの供給	<p>【提案の具体的内容】 充填可能期限の定義として、製造、検査に合格した以降の未使用期間における管理手法の取決め、及び管理状態での劣化に関する技術データの取得をしたうえで、充填可能期限は「車両搭載」からの期限としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 容器保安規則が適用される容器にあつては、同規則第8条第1項第10号において、また、国内相互承認容器保安規則が適用される容器にあつては、UN-R134の5項及び国際相互承認容器保安規則細目告示第1条第7号において、それぞれ、充填可能期限は「容器検査に合格した後」の期限(十五年)と規定されている。この規定に準ずると、補給用タンクの先行生産(送り置き)が困難となる。よって、十五年以降も市場に残存する車両に対して補給用タンクを供給するために、十五年を超える長期間の生産体制維持が必要。</p>	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	容器則第8条第1項第10号ハにおいて、圧縮水素自動車燃料装置用容器については、容器検査に合格した日の前日から起算して15年を経過した日又は15年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた日、同号ニにおいて、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、容器検査に合格した月の前月から起算して15年を経過した月を充填可能期限年月(日)として刻印することを定めています。また、国際容器則第1条第6号において、国際容器則が適用される容器については、「容器を製造した月(容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して15年を経過した月」を充填可能年月とすることを定めています。	容器則第8条第1項第10号ハ及びニ、国際容器則第1条第6号	その他	充填可能期限の起算日を製造した日ではなく、車両搭載の日とするためには、車両に搭載するまでの期間は容器の劣化がないことを示す必要があります。なお、FRP容器に使用する繊維は、過去の知見により、荷重を加えた後一定期間が経過すると強度が著しく減少する場合があります。また、FRP容器は製造時圧力を加えて行うため、容器製造と共に劣化が開始されます。ご要望の検討のためには、車両搭載の日を起算日としても安全上問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217039	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	充填口付近のラベルの寸法の緩和	【提案の具体的内容】 国内においても海外同様にメーカーが車載容器総括証券の様式を決められるようにしていただきたい。 また、容器再検査合格証券についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。 【提案理由】 高圧ガス保安法では、FCVの水素充填口のふた(リッド)に車載容器総括証券として縦30mm×横45mm以上、容器再検査合格証券として縦20mm×横45mm以上のラベルを貼ることが義務付けられている。 車載容器総括証券について、UNR134では1.1.1.2.で「レセプタクルに近接してラベルを添付」とあり、必要な情報が記載されれば、様式はメーカーに任せられており、海外認定容器との不一致が生じている。国際的にはラベルの様式に関する規定はないため、国内においても同様にメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。 容器再検査は日本独自の仕組みであるため、容器再検査合格証券についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	容器の所有者は、法第46条第1項各号に掲げるときは、容器則第10条第1項各号又は国際容器則第7条第1項各号に従い、容器に表示をしなければならないとしている。当該表示の方式は、容器則細目告示第11条第2項第3号ホに定める様式又は国際容器則細目告示第11条第3号に定める様式に従い表示をしなければならないとしている。なお、当該様式については、いずれも証券の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすることを定めています。 また、法第49条第1項に定める容器再検査に合格した容器については、同条第4項により標章を掲示しなければならないとしている。当該標章は、容器則細目告示第32条又は国際容器則細目告示第25条に定める様式に従い行わなければならないとしている(容器則第37条2項、国際容器則第27条第2項)。なお、当該様式においても、いずれも証券の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上とすることが定められています。	法第46条第1項、第49条第1項及び第4項、容器則第10条第1項及び第37条第2項、国際容器則第7条第1項及び第27条第2項、容器則細目告示第1条第2項第3号ホ及び第32条並びに国際容器則細目告示第11条第3号及び第25条	検討を予定	国連規則を踏まえて検討を行います。ただし、充填口のラベルについては、小さすぎると読めない可能性があります。安全上の観点からは一定の制限はあっても問題ないと考えます。本件要望について検討を行うためには、最小の場合、どの程度のラベルを検討しているのかをお示しください。	◎
290217040	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素貯蔵システムの型式の適正化	【提案の具体的内容】 製造方法、製造場所、事業者に関わらず同じ設計で製造される場合については同じ型式承認番号(UNR134のapproval number)が発行できる仕組みとしていただきたい。 【提案理由】 「UNR134」において定める水素貯蔵システムの認可番号の発行の定義に対し、「国際相互承認に係る容器保安規則」の型式承認番号の発行の仕組みが異なるため、同じ容器であっても生産工場が異なる場合、別の番号が発行される恐れがある(様式の不一致については別途提案)。「国際相互承認に係る容器保安規則」に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(第1条第7号の型式の定義)によると、「(イ)同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたもの…」と規定されている。一方、UNR134では生産設備の場所の単一、複数、また製造方法の過程は求めておらず、国際容器則とUNR134で番号付与となる考え方が不一致になっている。車両生産では同じ設計であればどの工場で生産しても同じ型番が適用できる(どの工場かはシリアル番号で管理)。また委託生産の場合、他社であっても同じ型番が適用できる。そのため水素貯蔵システムのみが同じ型にも関わらず、複数の番号が生じるのは不都合となっている。	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	法第49条の21第1項に基づいて、「登録容器等製造業者は、製造しようとする容器上の型式について承認を受けることができます。容器の型式については、国際容器則細目告示第7号イにおいて、「同一の種類」の材料を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであることと規定しています。	法第49条の21第1項、国際容器則細目告示第1条第7号イ	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。 他の工場でも同じ容器の型式番号を使用すると、不良品が発生した場合、トレースが困難になる等の懸念があります。 ご要望について検討を行うためには、不良品が生じた場合の対応方法など、その安全性について問題が無いという根拠を示して頂く必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎
290217041	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	充填可能期限が経過した複合容器を搭載したFCVの廃車のための移動の可能化	【提案の具体的内容】 充填可能期限を経過した複合容器を搭載したFCVにおいても、再資源化処理のための移動及び移動後の一時貯蔵を金属容器と同様に認めていただきたい。 【提案理由】 高圧ガス保安法では、複合容器に対しては、充填可能期限(現在は製造から15年)を経過した後は、充填はもちろん、貯蔵、移動が禁止される。これは複合容器に限定した規定であって、金属容器に対しては、充填可能期限を経過した後は、充填は禁止されるが、貯蔵、移動については禁止されていない。そのため、将来、充填可能期限経過後に複合容器を搭載したFCVの再資源化処理をしようとした場合、その時点で、違法な貯蔵になるばかりか、レッカー移動させることもできず、その場で容器のくず化を行わなければならない。実質的に再資源化処理が困難となる事例が多発し、設備等の整備しない環境での作業による事故発生や不法投棄に繋がる恐れが考えられる。	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	経済産業省	貯蔵について規定する一般則第18条第2号へ及び第3号において、一般複合容器等については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないことを定めています。 また移動について規定する第49条第1項第3号において、一般複合容器等については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないことを定めています。	一般則第18条第2号へ及び第3号、第49条第1項第3号	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。 複合容器については、荷重が加えられた後一定期間が経過すると容器の強度が著しく低下する場合があります。充填期間が経過した時は直ちにガスを容器外に廃棄するよう規定しています。なお、容器の中のガスが廃棄されていれば、当該容器を置いておくことや、移動することは可能です。 ご要望の検討を行うためには、充填期間を超えても十分安全であることの根拠(データ)を示していただく必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	◎